

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和 8 年 3 月 9 日

○出席委員（１２名）

委員長	濱口正久	副委員長	山本欽久
委員	倉田正義	委員	五十嵐ちひろ
委員	世古雅人	委員	瀬崎伸一
委員	南川則之	委員	戸上健
委員	木下順一	委員	坂倉広子
委員	尾崎幹	委員	世古安秀

議長 河村 孝

○欠席委員（なし）

○付託議案

- 議案第７６号 鳥羽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第７７号 鳥羽市中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 議案第７８号 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第７９号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第８０号 鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第８１号 鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第８２号 鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第８３号 鳥羽市火災予防条例の一部改正について
- 議案第８４号 第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の策定について
- 議案第８５号 鳥羽市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第８６号 鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について
- 議案第８７号 第３次鳥羽市観光基本計画の策定について
- 議案第８８号 指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）
- 議案第８９号 指定管理者の指定について（鳥羽大庄屋かどや）
- 議案第９５号 鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第９６号 鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第９７号 鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第９８号 鳥羽市介護保険条例の一部改正について

○出席説明者

- ・岡本企画財政課長、斎藤副参事、浜崎補佐

- ・宮本総務課長補佐、栗原補佐
- ・小島市民課長、横田補佐、中村係長
- ・北村税務課長、木田補佐、村田係長
- ・奥村健康福祉課長、山本副参事、田畑副参事、田畑補佐、寺田室長、杉本副室長、
中村係長
- ・高浪観光商工課長、松川補佐、中村係長、
- ・世古消防長、松井消防次長、鹿島田消防係長、齋藤予防室長
- ・岩本教育長
- ・中村生涯学習課長、村田補佐、豊田係長
- ・村山定期船課長、西根補佐

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係
書記 岡村 なぎさ

(午前10時00分 再開)

○濱口正久委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、行政常任委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第76号、鳥羽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから議案第98号、鳥羽市介護保険条例の一部改正についてまでの議案18件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。本日は、議事の進行の都合上、一部議案の順番を入れ替えて審査を行いますので、あらかじめご了承ください。また、議案が複数ある課については、一括して説明を受け、その後議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第77号、鳥羽市中小企業・小規模企業振興条例の制定について、議案第87号、第3次鳥羽市観光基本計画の策定について、担当課の説明を求めます。

観光商工課、高浪課長。

○高浪観光商工課長 観光商工課、高浪です。どうぞよろしくお願いいたします。

観光商工課からは、議案第77号と第87号を提案させていただいておりますので、二つについてご説明いたします。

まず、議案第77号からご説明いたします。

議案書は16ページからとなります。よろしくお願いいたします。

議案第77号、鳥羽市中小企業・小規模企業振興条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由は、中小企業等に対する市及び商工団体等の責務と役割を明確にし、中小企業等の振興に関する施策の基本的方針を定めたく、本提案とするものです。

初めに、本条例制定の背景についてご説明いたします。

前文のところ、17ページでございます。鳥羽市は、造船業をはじめとするものづくり産業、観光関連産業、サービス産業など、多様な民間事業者によって地域経済が支えられてきました。とりわけ中小企業・小規模企業は、雇用の確保や市民生活の維持に大きな役割を果たしてきた存在であります。一方で、人口減少や生産年齢人口の減少、物価高騰、人手不足、感染症や災害リスクなどにより、中小企業・小規模企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しております。こうした中、今後想定される南海トラフ巨大地震等の大規模災害や、景気変動時においても、事業者が早期に復旧復興できる体制を平時から整えておくことが重要であり、行政と商工会議所等が連携して、実効性のある対策を迅速に講じられる鳥羽市としての仕組みが必要であると考えます。このような認識の下、中小企業・小規模企業の振興を市の重要政策として位置づけ、関係機関と市が一体となって、地域経済の拡大と持続的発展を図るため本条例を制定するものでございます。

本条例の大きな特徴は、理念にとどまらず、実施段階までを見据えた条例構成としている点にあります。第1条から第10条までは、目的、基本理念、市・事業者・支援機関等の役割等を整理しております。また、第11条、基本方針以降、とりわけ第12条、ものづくり産業の振興から第17条、緊急経済対策等の政策協議

の場合までは、具体的な施策分野を明示した実施計画に近い条文構成としており、条例制定後にどのような施策を進めていくのか見える内容としております。

まず、第1条では、本条例の目的を定めております。中小企業・小規模企業が地域経済において果たす役割の重要性を踏まえ、市の責務や関係機関の役割を明確にすることで、施策を総合的に推進し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的としております。

第2条は、用語の定義をしております。

第3条では、中小企業等の主体的な取組を尊重しつつ、関係機関が一体となって振興を進めるという基本理念を定めております。行政の支援のみを明示するのではなく、事業者の創意工夫を後押しする姿勢を明確にしております。

第4条では、市が施策を総合的かつ計画的に講じることを明らかにしております。あわせて、事業者の実態把握や国・県との連携、市民への理解促進にも努めることを規定しております。

第5条では、中小企業等が主体的に経営改善や人材育成に取り組むことを努力規定として定めております。

第6条では商工団体等、第7条では教育機関、第8条では金融機関、第9条では中堅企業の役割、第10条では市民の理解と協力について定めております。

第11条では、市が講じる支援の基本方針を示しており、経営革新、人材確保、事業承継、デジタル化、防災対策、観光振興、職場環境整備など、現在の経営課題を幅広く網羅しております。

第12条ではものづくり産業、第13条ではサービス産業、第14条では観光関連産業について、それぞれの特性に応じた振興施策を定めております。

第15条では民間活力の活用、第16条では大規模災害時の早期復旧復興、第17条では緊急経済対策時の協議の場について規定をしております。

第18条では、施策実施のための財政措置について定めております。

以上が議案第77号の説明でございます。

続きまして、議案第87号について、ご説明させていただきます。

議案書は48ページからになります。

それでは、議案第87号、第3次鳥羽市観光基本計画について、ご説明申し上げます。

提案理由としては、本市の観光施策について、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする第3次鳥羽市観光基本計画を策定したく、本提案とするものです。

それでは、別冊で配付させていただいております第3次鳥羽市観光基本計画をご覧くださいと幸いです。こちらになります。よろしいでしょうか。

まず、1ページ目には、はじめにとして、市長の計画に寄せた言葉を掲載しております。人口減少や少子高齢化、コロナ後の社会環境や観光を取り巻く状況変化への対応、インバウンド誘致の重要性、式年遷宮を好機と捉えた誘客の強化、観光の経済波及効果が持続的に還元され、市民生活への好影響につなげるための観光地づくりを進めるとしております。

まず、計画の構成でございます。目次のところ、2ページをご覧ください。

第1章では、計画策定の趣旨、第2章では、鳥羽市の観光動向やこれまで取り組んできた第2次観光基本計

画の評価を踏まえた現状と課題を整理しております。

第3章では、鳥羽市観光の目指す姿として、目標像及びそれを実現するための基本方針や目標値を示し、第4章では、その目標像の実現に向けた8つの基本戦略と主要施策を整理しております。

第5章では、計画の実現に向けた推進体制や各主体の役割について示しております。

3ページ以降、第1章、計画策定の趣旨でございます。

4ページをご覧ください。

本市では、2008年に第1次観光基本計画、2015年に第2次観光基本計画を策定し、観光振興に取り組んでまいりました。第2次計画期間中には新型コロナウイルス感染症の拡大という大きな環境変化がありましたが、現在は観光需要も回復基調にあります。また、インバウンド需要の拡大や旅行形態の多様化が進むとともに、2026年度からは宿泊税制度も開始予定であり、観光財源を生かした持続的な観光地域づくりが求められております。こうした状況を踏まえ、第3次計画を策定するものでございます。

5ページには、計画期間を掲載しております。2026年、令和8年度から2035年、令和17年度までの10か年計画で、その10か年を、前期3年、中期3年、後期4年としてそれぞれアクションプログラムを策定いたします。

6ページ以降、第2章、鳥羽市の観光の現状と課題でございます。

8ページをご覧ください。

8ページでは、観光動向を示しております。コロナを経て、観光客数は回復傾向にあります。

9ページでは、人口等の状況を示しております。

12ページから15ページに現状と課題をまとめ、滞在期間の延伸、消費、観光消費額の向上、外国人宿泊者数の拡大、人材不足への対応、駅周辺を含む回遊性の向上などが課題として整理をしております。数、量の回復にとどまらず、質の向上と地域内循環の強化が重要な視点でございます。

16ページ以降、第3章、鳥羽市の観光の目指す姿でございます。

17ページをご覧ください。

今後10年間の目標像を、「「鳥羽うみ」と共に生きる観光まちづくり～The Blessed Sea～」と定めております。

18ページでは、目標像を実現するための基本方針を定め、鳥羽の海を基点に、経済、暮らし、環境が循環する観光地を目指すものでございます。

21ページをご覧ください。

本計画では、成果を図るための目標値を設定しております。主な指標としては、経済波及効果、域内調達率、観光消費額、市民の観光に対する関心度など、観光客の満足度、再来訪意向、働く人の満足度などを掲げております。来訪者数のみを追うのではなく、消費額や満足度、働く人の環境も含めて多角的に把握し、持続可能な観光地づくりにつなげていきたいと思っております。

23ページ以降、第4章、基本戦略と主要施策でございます。

24ページには、8つの戦略を示しました。

25ページ、26ページは、その8つの施策のうちの基本戦略1でございます。鳥羽らしい自然環境配慮型

の観光の推進、海洋環境の保全活動と連携した観光プログラムの展開や環境負荷軽減の取組を進めます。

27ページ、28ページは、基本戦略2でございます。鳥羽産食材の徹底的な流通・提供、鳥羽ざかななど地元食材のブランド強化や一次産業と観光を結びつけた体験型コンテンツの充実を図ります。

29ページ、30ページは、基本戦略3でございます。滞在したくなる宿泊の魅力向上、宿泊施設の魅力向上支援や、夜間・早朝コンテンツの造成により滞在時間の延伸を目指します。

31ページ、32ページは、基本戦略4でございます。多様な観光客を迎える体制づくりとして、インバウンド受入れ体制の整備、多言語対応、ユニバーサルデザインの推進などを進めます。

33ページ、34ページは、基本戦略5でございます。快適な都市基盤・景観の整備として、鳥羽駅周辺整備との連動や二次交通の充実により、市内各所への回遊促進を図ります。

35ページ、36ページは、基本戦略6でございます。稼げてやりがいのある働きやすい鳥羽として、人材育成支援や従業員満足度向上に向けた取組を推進します。

37ページ、38ページは、基本戦略7で、戦略的な情報発信、ターゲットを明確にしたプロモーションやデジタル媒体を活用した効果的な情報発信を行います。

39ページ、40ページは、基本戦略8で、観光財源の効果的な活用と推進体制の強化として、宿泊税を活用し、受入れ環境整備やDMO機能強化を図り、透明性のある進捗管理を行います。

41ページ以降、計画の実現に向けた推進体制と進捗管理でございます。本計画は、行政のみならず、地域DMO、事業者、市民など、各主体が役割を担いながら推進するものでございます。

42ページをご覧ください。

事業の実施は、鳥羽市、地域DMO、各団体や事業者等で行い、それら進捗管理を、右側に書かせていただきましたが、アクションプログラム管理会議にて進めてまいります。このアクションプログラム管理会議では、KPIの進捗管理や、必要に応じて施策の見直しを行い、実効性のある計画運営を行ってまいります。計画の策定に当たりましては、観光関係団体の実務担当者による策定部会、有識者や各団体の代表で構成する策定委員会を設置し、複数回にわたり協議を重ねてまいりました。

45ページ以降は、資料編について、記載のとおりそれぞれの立場から現状認識や課題、将来像について意見を出し合いながら、本市観光の方向性を整理してきたものでございます。行政のみで策定したものではなく、関係者の議論を踏まえた策定をいたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第77号についてご質疑はございませんか。議案77号、鳥羽市中小企業・小規模企業振興条例の制定についてです。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 おはようございます。詳しい説明をいただきました。鳥羽市の中小企業・小規模企業の振興条例の制定について、これも世古議員が一般質問されたとは私は記憶しているんですけども、その中で、ちょっとこの条例を聞かせていただきます。

三重県下で、あるいは近隣市町で、この条例制定についてされている市町はあるんでしょうか。

○濱口正久委員長 松川課長補佐。

○松川課長補佐 観光商工課の松川です、よろしくお願いします。

三重県内というと、まず三重県と、あと桑名市、四日市市、伊賀市、志摩市の5団体が今条例に関して制定しておりまして、県内というと6番目の制定になります。

以上です。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 6番目の制定ということで、ありがとうございます。これは、中小企業の方、小規模の方にとっては大変重要な取組ではないかなと。これから人口減少でだんだん事業継承も、事業者さんによるといろいろ厳しいところで、こういうふうなことで行政の方が一緒になって考えていただけるというところというのはすごく重要で、これからの大切な部分と理解しております。それで、ちょっとここの中身なんですけれども、ちょっとお伺いしたいのが、目的も詳細な説明があったので、22ページの大規模災害時の早期の復旧及び復興の仕組みのところの16、17条のところについて、お伺いしたいと思います。

行政として防災危機管理のほうが相当な災害協定を結ばれていて、これは部署が違うと。中小企業のほうになりますと、私の理解するところというのは、BCP、いわゆる事業継続、災害が起きたときにどのように復興していくのかというふうに思っておりましたんですけれども、ここの部分、目的というのをちょっと教えていただければ、お願いします。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 ありがとうございます。まさに産業振興という意味では、災害後の早期の復旧復興というのが非常に大事になってまいります。全体的な災害対策というのは、人命を守ることが第一になってまいります。その後起こってくるのが、事業がいかに早く復旧していくか、経済活動が行えるかということだと思います。ですので、BCP事業継続計画、これは商工会議所さんも鳥羽市のほうも、企業さん、事業者さんが早期に復旧復興できるように、事業の継続計画を立てられるように支援をすることを含めて、壊れたサプライチェーンがすぐに復活するような、そんな、まずは啓発活動から始めなければいけないかと思っておりますけれども、そういった事業者様への支援ができたということをここに書かせていただいております。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 詳細な説明をいただきました、ありがとうございます。まずは啓発活動からということですので、また大切な部分かと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 22ページの今坂倉委員が言われた早期復旧復興、これはもう商工会議所さんは大分前から県に対してやっております。それで、20ページの基本方針、防災及び減災、こういうことを書いて、本当についていけるのかな。商工会議所のやってることは、やっぱり進んでいますよ。ついていこうと思ったら、まず、何遍も僕は質問をしておるんだけど、補助幹線道路を強くやっぱり求めていますよね。そういうことが可

能になるのか、ただ書いてあるだけなのか。もう3年前から、それは県に対して商工会議所は出しておるわけですから、こういうことは、促進することは本当に可能なんですか、書いてある限り。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 ありがとうございます。どこまで実現できるかというのはちょっとまだ分からないところではございますが、産業振興という意味での事前の防災減災対策、それは本当に必要なことだと思います。経済活動がすぐに復旧していかなくても、やっぱり鳥羽市の人命が助かったとしても、そのあとの産業が復旧していかなければ成り立たないと思っておりますので、そのあたりは、会議所の方々と一緒に進めていけたらと思っております。ただ、今ここでハード整備まで約束するものではございませんので、そこだけご理解いただければと思います。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ありがとうございます。本当に観光課ができれば一番ええんやけれども、そうじゃないというのはよく分かっています。

先ほど22ページの16条、16条でやっぱり中小企業、災害が起こった後いろいろな協定を結んでいます。その結んでいるという流れの中で、やっぱり災害の復旧が根本やと思っています。復旧するためには、もうご存じのように、私たちのまちは、国道一本止まったら陸の孤島になるのはもう見えておる中で、そういう流れの中で、やっぱり復旧するためには協定が必要な、その協定を結んだ企業さんが本当に鳥羽のために役立つのかと、それはやっぱり未知なんですよ。そこを強く、やっぱり今後こういう協定を結ぶわけですから、強く言うておいてください。

以上です。

○濱口正久委員長 よろしいですか。

○尾崎 幹委員 はい、もうそれでいい。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 条例案をつくるに当たって、どのような団体とか個人に意見を聴取されたのかということを確認したいんですけども、例えば、若手の企業者の方とか女性経営者の方の視点があったのかということが聞きたいのと、あとは、各業種に関してのやつが書いてある部分があると思うんですけども、そこで水産業を外している意図は何なのかというのを教えてください。

○濱口正久委員長 松川課長補佐。

○松川課長補佐 まず、すみません、1点目の質問になるんですけども、市内の主要な機関、鳥羽市観光協会とか、あと鳥羽磯部漁協さんとか主要な団体さんと、あと、鳥羽商工会議所さんの部会が8つあるんですけども、そちらの部会と、あと青年部とか女性部の方にも聞いていますので、女性の意見も反映している状況になります。

それと、あと、ここに水産業の部分がないという話なんですけれども、ちょっとこの条例というのは、どちらかというと中小企業さんの、目的が主に、そちらを中心に支援するという趣旨になっていますので、水産業さんはこちらではなくて、ちょっと別のところで支援できればいいと思ひまして、今回ちょっとこの中から外

させてもらっているんですけれども、この条例とは別で支援は引き続き続けていきたいと考えております。
以上です。

○濱口正久委員長 五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 ありがとうございます。もう一点聞きたいんですけれども、第12条のところ、21ページからのところで、ものづくり産業の振興で、多様な人材確保のための職場環境の改善というふうに書いてあるんですけれども、ほかの産業では「多様な人材確保」というのが入っていないのなんですけれども、何かほかの産業にもこの考えを波及させる意図はあるのか。それとも、その前のページの11条の部分で、「多様な」というのはないけれども、人材の確保及び育成に関することというのがあるので、そこで包括しているという認識でいいのか、教えてください。

○濱口正久委員長 松川課長補佐。

○松川課長補佐 五十嵐委員の言われたとおり、ここに、ものづくりのところに多様な人材確保のためという形で書いてあるんですけれども、もちろんサービス産業とか観光関連産業とか、そういった部分にも多様な人材を積極的に採用とか、あと雇用に結びつけていくような働きかけはしたいと考えております。

以上です。

○濱口正久委員長 五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 全体のスケッチで3点、条例文の中身で6点お伺いします。私が初めてこの条例を議会で提案したのが、2011年の9月議会です。15年たちます。やっとここまで来たのかという思いがあります。同時に、条例設定に向けて努力なされた担当課にも敬意を表します。ご苦労さまだったというふうに思います。

まず、1点目ですけれども、先ほど課長の背景説明で、全体の状況について説明がありました。それとダブるんですけれども、条例を制定しようと思った動機、私たちはこういう思いで条例を今回つくりましたという担当課の思いというか情念といいますか、それについてまず教えてください。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 ありがとうございます。まず、条例制定の一番の動機は、市長の思いでございます。これまでも、戸上委員が条例制定について一般質問等をされておりました。ですので、市長から思いを言われたときに、戸上委員の顔が浮かびました。これまで、三重県に同じ条例がございます。そこに市町の責務も書かれておりますので、それに沿って産業振興をやってまいりました。ただ、市長は、就任早々この条例を、鳥羽市としてのこの条例をつくりたいということを言われまして、そこから始まっております。簡潔に言いますと、動機は市長の思いからです。

以上です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 市長の思いを体現なさったあなた方の姿勢というの、そこに加味されたというふうに思います。

2点目ですけれども、制定までの経緯、これをかいつまんで教えてください。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 昨年、令和7年5月には、市長の思いを受けまして、鳥羽商工会議所のほうと協議をスタートさせました。5月には初めての話し合いを行っております。6月以降、具体的に条例制定までの策定、それからヒアリング先を含めたスケジュールの確定を行い、検討に入っております。その後は、先ほど補佐が申しあげましたように、いろんな団体を含めたヒアリングへ行っておりまして、その後、秋頃、条例制定案を基本的に固めまして、さらに検討を進めて今に至るところでございます。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 小規模企業振興基本法が2014年6月27日に公布、施行されて、地方公共団体、鳥羽市です、自治体の責務、これが規定されて、施策の策定と実施、これも規定されたんです。それを受けて、商工会議所が2018年10月に制定の要望書を市長と我々議会にも提出されました。僕も過去4回この条例制定を一般質問で提案したんですけれども、一番最初の2011年、15年前、木田市長でした。「戸上議員の質問を受けて、真剣な協議をする」というご答弁でした。そうやもんで、私は一気に進むだろうというふうに思っておったんですけれども、中村市政になって、関連機関の意見を聞きながら検討というふうに後退して、さらに、県に、先ほど課長の紹介もありましたけれども、県に振興条例があると。伊勢志摩ブロックにも協議会がある。だから、もう市としての振興条例は、必要ないとまでは言わなかったけれども、非常に後ろ向きに後退してしまって、そして、2025年12月議会の小竹市長の閉会挨拶で、突然振興条例制定に向けて検討を進めているという挨拶がありましたもので、僕もびっくりして、そうなのかということでした。先ほど課長の説明で、市長の思いというのも紹介していただきましたし、それに向けて担当課の尽力ということも分かりました。

最後、全体スケジュールの3点目ですけれども、市長の突然表明というのは、課長は就任早々市長から制定したいんだという意向が示されたということでしたけれども、我々議会には、この12月議会の閉会挨拶が最初だというふうに思うんですけれども、何か議会への通告というのはあったのでしょうか。こういう制定を準備しておるとか制定したいと思っているんですというようなことはあったのでしょうか。僕は全く知らなかったもので、お聞きするんですけれども。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 3月議会に提案をしていこうということは、当初のほうの目標でございました。ですので、市長には、それまでに市議会へ言っていただけるといいですねという話はしておりまして、いかがでしょうか、お話は聞いていただいておりますか。

○戸上 健委員 分かりました。

○高浪観光商工課長 そんなところです。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。正副議長のほうにはそういう説明があったのかも分かりませんが、ちょっと僕は不案内でしたもので、それを確認しました。

次に、条例の中身について6点お聞きします。1点目ですけれども、まず見出しのタイトルなんですけれど

も、提案されておる条例というのは、こういう中小企業振興条例のタイトルは、基本条例というタイプと総合政策条例というタイプがあります。本市の大部分は基本条例というふうなタイトルになっております。なんで、この基本というのを鳥羽市の場合は抜いたのでしょうか。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 特に基本の文字がないことに関しては、あえてということでもございません。条文の中、特に第1条の条文の中には、中小企業等に関する施策の基本となる事項を定めというふうにしておりますので、中小企業の振興を基本理念とする条例になっております。ただ、あえて抜いたとかそういった考えは全くございません。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。この中小企業振興条例に関する論考は、地方自治研究機構の論考があります。そこでこういうふうに示されていたもので、何らかの思いがそこに鳥羽市の場合は込められたのかということをお聞きしました。

次に、2点目ですけれども、前文で大宗という言葉が使われております。これは、果して適切なのかと。中小企業振興条例ですから、まちの中小企業のおやじさんという語弊がありますけれども、そういう人たち、俺たちの条例がつくられたということで読んでいただくんですけれども、僕は大宗というのがちょっとよく分からなくて、広辞苑で調べましたら、物事の大本、特に芸術の方面で権威ある大家、これは一般的に非常になじみのない言葉で、官制用語だというふうに思うんですけれども、あえてこれを使われたという意図はどこにあるのでしょうか。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 大宗という言葉が前文の上から5行目辺りで使われております。戸上委員が言われるように、大宗という言葉は、単語、ワードとして見ると、確かに物事の大本であるかそういった意味なんですけど、大宗を占めるという言葉にしますと、大部分、大半という言葉、そういう意味になります。あまり知られていないというところですが、行政用語として使われることがあります。ですので、大宗を占める中小企業・小規模企業というふうに続けて読んでいただきますと、大部分のという意味で理解していただければと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 僕は、日常茶飯に使われる言葉を使ったほうがいいんじゃないかという思いで、この大宗というのが出てきましたもので、ちょっと意見を言いました。

3点目ですけれども、第4条の市の責務で、その第1項に、総合的かつ計画的に講じなければならないという文言があります。これは、実施計画、産業振興計画の策定、これ実施計画も、僕も以前に一般質問したんですけれども、鳥羽市には産業振興計画というのが何もないんです。なので、そういうものを策定するということを念頭に置かれたのでしょうか。もし念頭に置かれたのであるなら、振興実施計画を策定するというふうに規定すべきじゃないかと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 ありがとうございます。まさに、理念だけではなくて、実際に実行していかなくては意味

がありません。ここは、商工会議所さんと議論をした中でこの話も出ております。こちら、条例の制定でございますので、第11条以下、特に第12条以下は、実施、ちょっと細かく規定をしておりますので、専門的なこういったこと、こういう制定をよくしている方からすると細か過ぎるのではないかという意見もいただきました。私も行政の人間ですので、そうかなということも思いまして会議所さんと話をしましたが、鳥羽市としての産業振興をしていくのであるならば、実施計画に見える内容も条例の中に入れておくべきだと。この条例を制定することで、産業振興を本当にやっていくんだということの魂を込めるんだという意見を商工会議所のほうからいただきました。それを受けますと、やはり条例の中の条文の中に、まさに12条、11条1項、実施計画的な内容ではございますが、それを入れさせていただきました。その中で、新たに実施計画を別でつくるかということ、そうではなくて、それは実効性のある、今回予算要求も一つさせていただいておりますので、どういったことをこの条例を踏まえて実施していくか、予算の中で示させていただければと思っております。

以上です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 よく分かりました。僕の老婆心だったというふうに思います。

4点目ですけれども、第4条に、中小企業等の実態を的確に把握し、その意見の反映に努めというふうにあります。これ、どういう実態調査、実態把握を想定なさっておるのか。単に商工会議所などへの意見聴取か、それとも、有名で、皆さんも調査をなさったと思うんですけれども、東京墨田区の一番最初に中小企業振興条例をつくった自治体ですけれども、ここは役場の全職員が自分たちのまちの事業所を訪問する、悉皆調査というんですけれども、それをした上で条例をつくった、実施計画をつくったということを僕は聞いております。

どういう想定をされているのでしょうか。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 的確に把握しということで、この条例をつくるに当たっても、商工会議所の各分会、それからほかの組織団体等にも、松川補佐を中心に何か月かけてヒアリングに行っていただきました。ですので、そのような形を今後も取っていこうかなというふうには思っております。東京都の墨田区、先例を出していただきましたが、例えば全職員が全部の事業所へ行ってヒアリングをするということは、ちょっと今もちろん想定していないところです。そこはご理解いただいて、ただ、ほかの団体というか市内状況の把握というのは非常に大事ですので、それには努めてまいります。

以上です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 5点目ですけれども、同条に市の責務として市民の理解を深めるというふうにあります。市民に理解していただくためには、実施状況の公表というのが僕は不可欠だというふうに思うんですけれども、どういうふうになさる方向でしょうか。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 この条例を踏まえた予算編成もしてまいりますので、その予算がどういうふうに行なわれるか、効果はどうだったかということは例年実績報告等でやっていくところでございますし、広報等も活用して、市民の方に、鳥羽市の大半を占める中小企業・小規模事業者がいかに市民生活に大切かということは訴え

ていけたらなというふうに考えております。

以上です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。最後ですけれども、17条では政策協議の場というのがうたわれております。

これは恒常的な存在ではないというふうに思うんですけれども、千葉県条例では、関係団体も入った合議体、これを形成して、毎年1回実施状況を公表しております。僕は、振興条例協議会というのを設置すべきではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 現時点では会議体を設置することは考えておりませんが、条例にこういうふうにかかせていただいておりますので、会議体は設置しなくても、何らかの形で協議をする場を設けることになりますので、そこで協議をしていきたいなというふうには思います。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 委員長、くどくなりましたけれども、鳥羽の地域づくり、地域産業づくりの上でこの中小企業振興条例の制定というのは極めて重要な役割を果たすし、重いものがあるというふうに思いましたもので、ちょっと担当課からすると、そんなものは分かっているよと、聞かれやんでもちゃんとやるよという思いやったかも分かりませんけれども、あえてちょっと確認の意味で質問をいたしました。

以上です。

○濱口正久委員長 私も同じ質問をしたかったところだったので、聞いていただいてよかったと思います。すばらしいと思いました。今回は同じ意見です。

ほかにございませんか。

世古安秀委員。

○世古安秀委員 2点ほど、少し確認の意味も含めてしたいと思いますけれども、まず1点目は、先ほど坂倉委員のほうから、県下での状況はということで、三重県と桑名市と四日市と伊賀と志摩市と、鳥羽は6番目という答弁でありましたけれども、他市、県との違いというのは、鳥羽市はここが違うんだ、先ほど戸上委員からの質問もあったかと思うんですけれども、ここが鳥羽は違うんだというところはどのような点にあるのか、お答え願いたいと思います。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 どこが違うか、恐らく一目で分かるところは、第11条、基本方針のところをより具体的に書かせていただいたところかなと思っております。鳥羽の課題を解決するための11項目、11個書かせていただきましたので、ここであるということです。

以上です。

○濱口正久委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 この基本方針というのを細かくやっぱきちんと方向づけをされたということの答弁でありましたけれども、やっぱり一番鳥羽がどういうふうな方向で産業振興をするのかというところがここに書かれているということですので、了解したいと思います。

もう一点、それじゃあ、21ページの一番下のところ、下から3行目ですけれども、産業基盤整備と民間活力の活用ということで、鳥羽市の経済の活性化、企業の活性化を図るには、民間の活力が非常に大事かなというふうに思いますけれども、民間活力の活用ということで、具体的にどういうふうなことをイメージして、この中へ、具体的なことがちょっと書かれていませんので、どういうことをイメージしているのかということだけお答え願いたいと思います。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 行政が資金を投資しますと、恐らくそこで全て完結することになります。民間活力は、民間が資金を投資しますと、そこから経済活動が始まります。市内への経済波及効果というのはそこから生まれると思いますので、そういったことを促していきたい。例えば一個人が創業するための支援なども民間活力の活用になりますし、もちろん大きな企業さんが鳥羽市内で創業していただくことになれば、それは大きな民間活力の活用になります。とにかく民間の事業者さんが市内で操業、起業していただけるような支援というのも一つあります。そのための基盤整備ということで、分かりやすいことでいえば、鳥羽駅周辺の再整備というのが今進められておりますけれども、行政はその再整備をやっていく。そこに民間事業者さんが商売をするために入っていただく、そういうようなことになろうかと、そういう図になろうかと思います。そのための行政がやるべきことをやっていくということができるとか思います。ただ、これは行政がやることだけを記載している条例ではございませんので、民間さんも含めて一緒にやっていければと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 まさしく課長が言われたように、やっぱり行政だけではなかなか、財政的なものもありますし、行政の投資だけではなかなか不足してくると思うんです。そこへ民間が加わることによって、それにプラスになって、それがまた波及的に広がっていくというふうなことになるとと思います。今後ともぜひそういう視点でもって企業振興というのをぜひ図っていただきたいなと思います。

鳥羽市の経済を活発にするには、もうこの企業振興を、条例、理念ですけれども、これを実践する。課長が予算も盛りましたということで言っていましたけれども、実際にやって、それをまた検証して、また次の活性化策をしていくということで、継続してやっていただきたいということと、商工団体ときちんとコミュニケーションを図りながら、市長も含めて執行部はやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、続いて、議案第87号、第3次鳥羽市観光基本計画の策定について、ご質疑はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 34ページ、一番下、災害に強い安全・安心なまちづくり。啓発と教育一本なんやけれども、本当に今後立地適正がどんどん進むと同時に、私らの場所自体が、かさ上げもできひんだら、今の状態で進むと思います。観光客が来たときに、どれだけのハードをつくり上げておるかが、ここに大分問題になるんじゃない

ないかと思っています。かさ上げもできひん。近鉄電車がある限り、あれを移動せな、かさ上げもできひんわけですから、その中で、ハード面をしっかりと捉えた取組にしてもらわな。市民だけじゃなしに、観光客も全部助けるという名目であるならば、しっかりと避難路をつくり上げやないかんという流れの中でも、まだこの具体的な取組例は、ここが、今からこれ何年間、基本計画は5年やった、5年で見直しやったか。

（「3、3、4です」の声あり）

○尾崎 幹委員 3、3、4。そこでしっかりと見直してもらえることなのか、ちょっとお聞きしたいです。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 この防災の部分に関しましては、観光の基本計画の中ではソフト事業のみを扱っております。ですので、尾崎委員が言われたように、ハード整備に関しては、例えば今後策定されます立地適正化計画の中に、災害リスクの低減を図るための具体的な取組を位置づけるということを聞いておりますので、その中で盛り込まれるのかなというふうには思いますけれども、ほかの計画と整合性が取れるようにやっていきたいと思っておりますので、今回ここでは、ソフト事業だということでご理解いただければと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 それならそれで、3年後、また3年後、その4年後、しっかりと、やっぱり安全安心はもう基本中の基本で、目的は人の財産と命を守るといふところら辺に焦点を置いて、しっかりと書き上げてください。以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 僕はあるんですけども、最後で結構です。

○濱口正久委員長 ほかにないみたいなので、戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 5点お伺いします。これはあなた方に聞くべきやなしに総務課に聞くことか分かりませんけれども、宮本さん、後期基本計画、これも今回出ておりますけれども、基本計画、鳥羽市の。観光基本計画、後期基本計画、同じ基本計画でありながら、世帯数と人口がばらばらで違います。観光基本計画は人口1万7,525人、世帯数7,382、これは2020年の国勢調査となっております。鳥羽市後期基本計画では、人口が1万6,549人、世帯数8,049ということで、世帯数が767世帯も多いんです。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 大事な基本計画だから、こういう基になるベースの数字というのは統一させておくべきではないかというふうに僕は思います。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これは意見として聞いておいてください。

○濱口正久委員長 戸上委員、後期基本計画は企画になりますので、総務課ではないです。

○戸上 健委員 総務課じゃなしに。はい、分かりました。ごめん宮本さん、えらいとばっちりです、すみません。これ全体に関わることでありますので、ちょっと意見を言っておきました。

18ページ、基本方針の中に、経済効果を外に逃さず市内で享受というふうにあります。10年前の僕の一般質問で、当時観光課長は濱口さんでしたけれども、域内調達率の問題を議論したときに、域内調達率は26%ですというふうにおっしゃって、ちょっと僕もびっくりしました。それだけしかないのかと。鳥羽で生み出した富の4分の3は市外に流出しているわけですから、これを何とかせなあかんと。域内調達率を上げなきゃいかんという提起をして、以降、市政もそれで頑張ってきたというふうに思うんですけども、どこまでこの10年間で、ほぼ10年だけでも、域内調達率というのはアップしたのか。また、観光基本計画ではどこまでを目指したのかというのはあるんでしょうか。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 以前、10年ほど前、経済波及効果額を調査しまして、公表しました。その中で、域内調達率が26%でございました。その当時は、5年ごとにこの調査をしようと考えておりましたが、5年たったあたりでコロナに入りましたので、調査を断念しました。コロナ禍において経済波及効果を測っても、その後の参考になりませんので、断念したところです。その後、そろそろやらなきゃいけない時期なんですけど、なんといっても調査するための費用が莫大でして、それが課題にはなっております。ですので、現時点では、どのぐらいになったかということは、未調査です。今後どうしていくか、どこまで伸ばすかということも、やはり最新の調査結果を見て決めていきたいと思っておりますので、それもまだ出せておりません。ただ、経済波及効果は、観光客数、それから消費額、それと域内調達率というのを全部乗じて出していきますので、これから人数であるとかが頭打ちになったときに、やはり一人当たりの消費額と、それから域内調達率を伸ばしていくことが経済波及効果額を上げていく施策ですので、域内調達率を伸ばす、上げていく施策は取っていかなくちゃいけないというふうに認識は変わっておりません。

以上です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 課長も目的意識をしっかり持っていらっしゃるということで、これは安心しました。

3点目ですけども、20ページの計画の目標値、全体の指標で先ほども課長が言及なさったけれども、経済波及効果がトップに位置づけられております。目標値、全体経済波及効果891億円を1,250億円にすると。これ、僕は拝見したときにちょっと感銘を受けました。よくぞトップに据えられたというふうに思うんです。第2次鳥羽市観光基本計画では、経済波及効果について言及はありませんでした。これ、なんで、課長、重視なさったんでしょうか。トップにこれを据えたという思いをちょっと紹介してください。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 経済波及効果（域内調達率）と書いてありますが、ここが重要なところは、やはり戸上委員に教えていただきました漏れバケツの理論でございます。今後、観光入込み客数が人口減少も含めて頭打ちになってくるのではないかとという危惧もございますので、一人当たりの観光消費額と、それから域内調達率を上げていくことを、やはり力を入れていかなくちゃいけないと思っております。漏れバケツの理論で行きますと、その穴を塞ぐことが市民のため、市の中にお金をそのままとどめておくことにつながりますので、そこを一番に置かせていただきました。

以上です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 年間1,000億円近い富を鳥羽市は生み出しておるので、それを域内で、鳥羽市内で好循環させれば、本当に市民の暮らしというのは今の幾倍も豊かにできると。富が流出しておるからそういうことになってないので、そこに視点されたというのは、今後非常に大きいというふうに思うんです。

4点目ですけれども、経済波及効果額を5年間で359億円増としております。71%増、この根拠はなんでしょうか。

○濱口正久委員長 中村係長。

○中村係長 観光商工課の中村です。よろしくお願いします。

経済波及効果の目標値なんですけれども、891億円というのが現状値とは書かせてもらっているんですが、先ほど高浪課長のほうから説明がありました、平成29年度に鳥羽市が実施したものをベースに考えさせてもらっています。これを計画の中間年度である令和12年度ですので、13年間での伸び率というところでここは記載させていただいているというのがまず前提条件でして、その伸び幅に関しては、全国的な物価の上昇であつたりとか、観光消費単価というのが年々どんどん上がってきておりますので、それが今後も上がり続けるということと、あわせて、この計画もそうなんですけれども、量から質への転換というところで、高付加価値化であつたりとか域内調達の促進の施策とかをこれから進めていくということを前提に、年々数パーセントの伸び率を計算して、この目標値、数値を置かせていただいております。

以上です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 優秀な職員を抱えた観光商工課で、ちょっと僕も安心して大船に乗った気持ちになれるなと思ったんです。

最後ですけれども、観光消費額1,075億円、5年後を目指して、初めて1,000億円台に乗せます。中村さん、先ほどおっしゃった数字、形式といいますか、これに当てはめてこの数字が出たというふうに理解していいんでしょうか。それとも、また別の数式があるんでしょうか。

○濱口正久委員長 中村係長。

○中村係長 先ほどの私の説明は、経済波及効果、域内調達率の話なので、こちらの下の方にある観光消費額については、実際別の数式にはなります。初めて1,000億円台に乗るということを今戸上委員がおっしゃられたんですけれども、実は過去の鳥羽市の観光統計を遡っていきますと、実は平成2年から5年と、あと平成20年にも、そのとき1,000億円台に乗ってしまして、そのときとはまた一緒ではないんですけれども、情勢的には、こちらもどんどん全国的な物価の上昇とか観光消費額の消費額がどんどん上がってきているということ想定というか概算をさせてもらって、この数字を計算させていただいております。

以上です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました、以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

世古安秀委員。

○世古安秀委員 すみません、先ほどの戸上委員との関連というふうなところになるかも分かりませんが、21ページの目標値の中での経済波及効果と域内調達率というのがありまして、私、一般質問の中でも鳥羽市の経済の活性化について、どうしていくんやということで質問したときに、市長が、域内調達をする仕組みづくりというのが必要になってくるのかなというふうなことを答弁でおっしゃってみえたと思うんですけども、やっぱりそういう市長の考えている仕組みづくりというのは、どういうことを指して言っているのか。今後域内調達率を上げていくためにどうしていくかというふうな、どういう取組をしていくかということにつながると思うんですけども、その辺は、課長はどういうふうに考えていますか。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 大きく二つあると思います。まず一つは、鳥羽市内で取れたものを市内で使うということです。ですので、これまでやってきた中では、トロさわらのブランド化がそれに当たります。市内で取れて市内で売るところが域内調達率を上げることになります。それと、もう一つは、今後予定をされております水産加工場の整備が、漁協さんのお話ではありますが、進んでいきます。それは、鳥羽で取れた魚をそこで加工して、市内で出していただく。もちろん市外にも行くとは思いますが、そこで加工するということは、保存が効くということでございますので、今まで捨てていた魚であるとかその日しか消費できなかったものが、長く買っていただける、消費ができるというところ、そこも域内調達率を上げる大きな施策かなというふうに思っております。ですので、漁業と観光の連携事業の中でそのあたりは進めていきたいと思っております。

もう一つは、雇用のお話だと思います。鳥羽の人は、女性も含めてかなり就業率が高い状況にございます。ですので、なかなか潜在的な、今働いていない方が働くというのは難しい状況ではあるかと思いますが、潜在的な隙間時間を利用して働くであるとか、そういったところ、潜在的な労働力というのを発掘して、市内の事業者さんとマッチングする施策というの、これまでもやってきておりますけれども、やっていかなきゃいけないと思います。それは、私どもの課でやっております職業紹介所あたりの強化をしていくことでつながっていくのかなと思います。この二つが大きな域内調達率を上げる施策であると思います。

以上です。

○濱口正久委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 ありがとうございます。課長がおっしゃられるように、やっぱり仕入れを、鳥羽市内で生産されたものをできるだけ使ってするということ、もう一つは、人、人をなかなか鳥羽市内では市内の人というの、なかなかちょっと人手を確保するのは難しいという状況で、伊勢市から来たり志摩市から来たり、鳥羽市はおてつたびという制度を使ったり、あとタイミーとかいうそういう制度を使って確保していますけれども、できるだけ鳥羽市内の人たちが働ける場所、主婦、ちょっと子育てが終わったような人とか、時間的に働けるような場所を確保していただきたいと思いますけれども、その辺は、先ほどちょっと課長の答弁もあったんですけども、今後どういうふうに進めていくのかということを再度お聞きしたいと思います。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 今後どういうふうに進めていくかですが、先ほど申し上げましたとおりの、以前からやっておりますけれども、今後も引き続き進めていくということでございます。

○濱口正久委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 今後もぜひ鳥羽で働ける場所を確保するというふうなところも含めて、人の域内、それから生産されたものを鳥羽の旅館とかホテルで使うというところで、経済の循環というところも進めていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ここで、1時間たちましたので、5分間休憩します。

暫時休憩いたします。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時22分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第78号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第79号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 総務課の宮本です。よろしくお願いいたします。

総務課のほうからは、議案第78号、それから第79号、二つの議案のほうをご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず議案書23ページ、新旧対照表1ページ、議案第78号から説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づきまして会計年度任用職員の勤勉手当を引き上げる改正をしたいというふうに思っておりますので、本提案とさせていただきます。

改正内容につきましては、事前に提出をさせていただいた資料のほうで説明させていただきますので、右肩にある総務課1の資料をご覧ください。よろしいでしょうか。

では、まず改正の背景と目的ですけれども、令和7年の人事院勧告におきまして、民間賃金の実態を反映する形で月例給それから期末勤勉手当の引上げ勧告が行われました。これに基づきまして、会計年度任用職員の給与水準を適切に見直していくものというふうにしております。今回の見直しに関しまして、大きく二つありまして、一つは期末手当、それから勤勉手当の支給月額の引上げです。資料の中の2の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げというところをご覧ください。

今回の改正では、期末手当それから勤勉手当の合計支給額を0.05月引き上げるものとなっております、年間で3.55月に改める形になります。内訳としましては、期末手当を6月支給分と12月支給分と合わせまして0.025月、勤勉手当を6月支給分と12月支給分を合わせまして0.025月を引き上げるものとなっています。これによりまして、令和8年度は、期末手当を2.525月、それから期末手当を1.025月としまして、合計で3.55月を支給するものとなります。

なお、期末手当につきましては、鳥羽市職員給与条例第44条を準用する形になりますので、本条例改正では、勤勉手当のみが改正対象となっておりますことをご承知おきください。

もう一つは、給料表の見直しになります。資料にある3の給料表の見直しというところをご覧ください。12月議会におきまして条例改正を行いました正規職員の給与改定、12月議会に条例改正を行いましたので、正規職員に準ずる形で会計年度任用職員の給与それから報酬につきまして改正するものとなっております。給料表の改正につきましては、鳥羽市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則を改正して対応するという形になっておりますので、今回の条例ではなくて規則での改正ということをご承知おきいただければと思います。施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものとなっております。

続きまして、議案書25ページ、新旧対照表2ページをご覧ください。

議案第79号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由としましては、特殊勤務手当の見直しにより船員の処遇改善を図るため所要の改善をたく、本提案とするものとなっております。

改正内容につきましては、資料で説明させていただきますので、事前に提出させていただいた資料、右肩に総務課2と書いてある資料をご覧ください。よろしいでしょうか。

まず、改正の背景と目的ですけれども、ちょっと一部資料の訂正をお願いしたいと思います。地方自治法第204号の2となっておりますけれども、こちらが、地方公務員法24条の第3項の誤りですので、申し訳ないですが、訂正をお願いしたいと思います。

では、改めまして説明させていただきます。地方公務員法第24条第3項の規定に基づく均衡の原則に鑑みまして、定期船事業を有する自治体における船員の手当実態等の給与、事情を考慮しまして、給料の改善を図ることが一つ。それから、定期船航路における公共交通を維持するために海技士免状等を有する専門人材の確保が不可欠であることから、処遇改善を通じて職場定着を図るものとしてと考えております。

主な改正内容ですが、本条例の改正では、資料中の2にある主な改正内容（手当の見直し案）とありますが、ここをご覧くださいと思います。まず、支給する範囲としまして、これまでの「船長の職務に従事したとき」、それから「機関長の職務に従事したとき」に加えまして、「運行管理者の職務に従事したとき」、それから「運行管理者代行の職務に従事したとき」、それから「運行管理補助者の職務に従事したとき」、それから「船舶に乗船し船員の職務に従事したとき」、これを追加、新しく新設するものとなっております。

改正内容としましては、「船長の職務に従事したとき」の手当額を現行の日額1200円から1,200円に、「機関長の職務に従事したとき」の手当額を現行の日額800円から800円に、「運行管理者の職務に従事したとき」の手当額を日額2,000円を支給する、「運行管理者代行の職務に従事したとき」の手当額を日額1,800円を支給する、「運行管理補助者の職務に従事したとき」の手当額を日額1,500円を支給する、最後に「船舶に乗船し船員の職務に従事したとき」の手当額を日額250円支給するものとなっております。

なお、下の米印のところに書いておりますけれども、すみません、④とありますが、③の誤りになります。すみません、こちらも修正をお願いできればと思いますが、③にある運行管理者が管理職手当の対象職員となる職責の場合につきましては、管理職手当を支給しておりますので、③の手当のほうは支給しない整理として思っております。

また、この一番右にある具体的な内容、手当額につきましては、今回の条例改正で対応するものではなくて、鳥羽市定期船航路職員の特殊勤務手当の支給に関する規則を改正させていただいて整理するものですので、そちらもご承知おきいただければと思います。

施行期日につきましては、令和8年4月1日といたします。

以上で説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第78号について、ご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例ということで、人事院勧告は遡及措置をしろということなので勧告をして、正規職員は、先ほど担当課長補佐の話では12月に改正したということで、会計年度任用職員も正規と同じように全てということで国の通達も来ています。なぜ令和8年4月1日から施行するのか。遡及措置はしないのか、ちょっと説明をお願いします。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 会計年度任用職員の令和7年4月1日遡及についてでございます。先ほど南川委員が言われたように、国のほうからも正規職員に準ずる形で人事院勧告を行われた場合は、正規職員に準ずる形で改正することという通知が来ていることも重々承知をさせていただいております。12月の議会のときにも少し答弁のほうをさせていただきましたが、会計年度任用職員につきましては、本市の場合、遡及適用せず、これまで翌年度、今回の条例改正は令和8年4月1日に適用するという形を取らせていただきました。背景としましては、会計年度任用職員が4月1日に任用させていただいて、そのときに条件を示させていただいてるところを主な理由としまして前回の議会のほうでも説明はさせていただきましたけれども、ただ、国のほうからも、人事院勧告が行われた場合は正規職員に準ずる形で改正をするようにという通知もここ二、三年にわたって来ておりますので、次年度につきましては、そのあたりを引き続き協議させていただきながら対応できればと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 説明ありがとうございます。一般質問でも、市長から、しっかりと検討するということで従来の踏襲してきたものを変えていくという話もありましたので、ぜひその辺は検討していただきたいと思います。

それと同時に、県内でも当然人事院勧告の趣旨と国の制度というのを重視してきたところがあって、会計年度任用職員の遡及適用も県内でもかなりやってきておるところがあると思うんですけれども、現状で把握しておる遡及措置をやっておる自治体が分かれば教えてほしいなと思います。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 すみません、ちょっといま手元に具体的な自治体名まで、すみません、持ち合わせていないんですが、今年度の実績で、5から6自治体ほど遡及適用していたように記憶しております。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。前回私が一般質問させていただきましたが、その時点では、鈴鹿市、

名張市、志摩市、伊賀市とやってきておるということで、まだまだ増えていく、当然増えていく可能性があるということで、先ほど答弁にもありましたように、今後またしっかりと検討しながらやってほしいなと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 期末手当、勤勉手当、これ先ほど言ったように、三重県の職員に準ずると根本的にはなったわけですね。それからいくと、上がってるのが0.05、人事院勧告が出たとしても、そこにやっぱり問題が発生しておるもので、そこら辺はどういう考えで、低すぎないかなと。平均はやっぱり4.6、そこをやっぱり基準値に合わせていかな、今後の職員来ませんよ、こんなの、これだけ温度差があれば。そこら辺はどういう考えを持っていますか。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 今回の改正につきましても、人事院勧告を準拠しておりますので、国家公務員の給与に基づきまして対応しているような形になっております。尾崎委員がおっしゃるように、正規職員には合計で4.6、それから今回の人勤で4.65に上がっておりますけれども、会計年度任用職員については、今回同じく0.05月、正規職員に準ずる形で0.05月引き上げている対応をさせていただいています。ただ、県内の自治体を見回してみますと、おっしゃるように正規職員に準じて支給しているところもございますし、鳥羽市の3.55月よりも低い水準で支給しているところもございますので、県内の水準も改めて確認をさせていただきながら、均衡の原則というところは念頭に置きながら対応していきたいなと思っています。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 そういう考えもあるということなんやけれども、ただ、こういう温度差が、四日市は4.6やんか。しっかりとずっと出しておるわけですよ。同じ地方公務員で、どちらへ行くかと、同じ県で、やっぱり考えていかないかん部分やわね、これ。0.05上がったからといって満足する部分じゃないと、おたくら全員がそう思ってるでしょう。やっぱりそこはしっかりと変えていかな。ここへ採用できへんようになるよ、これだけ温度差があれば。

○濱口正久委員長 今回の議案第78号について。

宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 正規職員に関しましては、国に準ずる形で今回も4.65月に上げさせていただいていますので、そのあたりは、県内どこも統一されているのかなというふうに思っています。今回会計年度任用職員に関する条例の一部改正も行わせてもらいましたが、先ほどお話をいただいたとおり、県内の様子も確認させていただきながら、できるだけ均衡を図れるような形で水準のほうを維持していきたいというふうに思います。

○尾崎 幹委員 もう言うことないよって、これでいいんやけれども、頑張って、今後のことを考えていかな。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、続いて議案第79号について、ご質疑はございませんか。

山本委員。

○山本欽久委員 特殊勤務手当、全国的にも上がったとはいえ、まだまだあり得ない数字かなというふうに思いますけれども、これでええのかと、あと、それから、今後まだ上げていくような考えがあるのか、二つ教えてください。

○濱口正久委員長 定期船課、村山課長。

○村山定期船課長 定期船課、村山です。よろしくお願いします。

特殊勤務手当につきましては、全国事例でいくと、沖縄県の例えば座間味村であれば、船長手当が月2万3,000円、機関長手当が月1万8,000円、鹿児島県鹿児島市に関しましては、船長が管理職手当になっておりまして月5万5,000円と。現状これ船長に関して1,200円から1,200円にしましたけれども、大体月15日間船長が勤務して、1,200円プラス乗船したときの250円、合わせて1,450円、一日になるんですが、それを15日で掛けますと2万1,750円ということで、まだまだ全国には高いところがありますので、その辺、全国的な船員の手当等を見ながら、上げられるところは上げていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○濱口正久委員長 山本委員。

○山本欽久委員 今後も船員確保、専門人材の確保というのも含めてしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 山本委員と関連することなんですけれども、この基となるところが、先ほど山本委員が言ったように人材確保ということで、船員の不足につながっておると違うかというところがあると思うんです。上げていきたいという趣旨は分かるんです。現状を踏まえると、しっかりと上げていかないかなということが言えると思いますけれども、その辺の、担当課でなくて総務課として、きちっとその辺はどう考えるのか、もう一度見解をお願いします。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 今年度も手当額の処遇改善に関しましては、定期船課それから企画財政課の財政部門と一緒に幾度にわたりまして協議のほうを進めてまいりました。来年度も、専門人材の確保という点では、船員だけではなくてほかの職員も含めてですけれども、一般事務職もちろんそうだと思います。含めてですけれども、職員の処遇改善という部分は、大きな意味でもすごく必要だというふうに感じておりますので、また次年度以降の協議事項にさせていただいて、また継続協議とさせていただければと思っています。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。担当課は現場の声を聞いて総務課のほうへ上げるということですので、ぜひいろんな協議をした中でしっかりとやってほしいなと思います。

それと同時に、私が質問した時点で、もうかなり時間の経過というか一年以上たってきておって、検討することやったと思うんですけれども、今回は職員の特殊勤務手当の条例の一部改正ということで、船員だけの改正ということで上げてきたわけなんですけれども、流れの中で、総務課長から、先ほど課長補佐が言ったように、一般会計のほかの部署との協議も全体的にしながら検討せないかもんで時間がかかるんやという話

があったんですけれども、上げてこなかったということは、結果的にまだまだ課題というか検討する余地があるということで、やったけれども今回上がってこなかったと。全体的なことを協議されたかどうかだけお聞きいたします。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 まず1点、消防職員に関しましては、緊急消防援助隊員として災害が発生した市町村に派遣する場合の特殊勤務手当、こちらは規則で定めておりますので、4月1日施行でこの規則のほうは改正をさせていただきます。それから、ほかの一般事務職、看護師、保育士、このあたりにつきましても、地方自治法のほうで支出できる手当が決まっているものですから、それ以外でどのような対応ができるのかどうか、それにつきましては、担当課のほうと今年度協議の場を持たせていただきました。また、併せて一般事務職の7級制の導入というところも市長から指示を受けておりますので、次年度以降、それから保育士、看護師の処遇改善、それから一般事務職の処遇改善、それに向けては次年度も継続して担当課も含めて協議をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。この議会に提出する条例上での一部改正ということで、上がってくるところについては議論できるんですけれども、課長補佐が言われたように、規則とかそんなところで議論はしているけれどもそこで上げているとかそういうところ、見えないところがありますので、ぜひ議会のほうにも丁寧に説明をいただくようにということで、よろしくお願いします。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、説明員入替えのため、説明員は退室してください。

(説明員入替え)

○濱口正久委員長 続いて、議案第80号、鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第97号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

市民課、小島課長。

○小島市民課長 市民課、小島です。よろしくお願いいたします。

令和8年2月25日、当初に提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案書は27ページ、新旧対照表は3ページをお願いします。

議案第80号、鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、福祉医療費の助成対象者及び現物給付の拡充等に対応するため所要の改正を行い、たく、提案するものでございます。

改正の概要としましては、子ども医療費助成の対象を15歳から18歳まで拡充するとともに、現在県内の医療機関で実施しています現物給付の対象を未就学児から18歳まで拡充するものとなっており、いずれも令和8年9月診療分からの開始を目指すものでございます。また、医療DXを推進していく中で、PMHによるマイナンバーカードを用いた受給資格の確認等が行えるよう改正を行い、こちらは令和8年4月からの実施と

するものです。

それでは、条文の説明となりますので、議案書は28ページ、新旧対照表は3ページをご覧ください。

第2条の改正として、第5項では子供の定義を「15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの」から「18歳未満児」と改め、改めたことによる文言の調整を行っております。

次に、第7条では、ただし書を改め、号建てとし、第1号は、従前のとおり後期高齢者医療を受給されている方の提示方法を、第2号では、新たにPMHによるマイナンバーカードを用いた資格確認として医療機関側で確認できる場合はマイナンバーカードを紙の資格者証に変えることができることを規定しております。

第9条の2、第2項では、医療機関の窓口負担を無料とする現物給付の対象を、「出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの」から、第2項で18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるものとして略称規定となっている「18歳未満児」に改め、市長の認める保険医療機関として県内医療機関に福祉医療費を受給資格者または保護者等に代わって支払うことができる旨を規定しております。

また、第3項では、第2項による支払いを行った際は、当該受給資格者及び保護者等に助成したとみなす規定を加えております。

附則については、施行期日として令和8年9月1日からとし、附則第3項及び第4項は公布の日から、第7条の改正規定は令和8年4月1日としております。

附則第2項では、経過措置として改正前の助成は従前の方法によること、附則第3項及び第4項では、準備行為として、この条例が公布された後、9月1日施行に向け新たに対象となる16、17、18歳の子供の保護者等に案内を送り、申請を受け付けた後、受給資格者証を令和8年9月1日までにお送りしないといけませんので、令和8年9月1日までその準備ができるように、その旨を規定しております。

議案第80号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、令和8年3月6日、追加で提出をいたしました議案について、ご説明を申し上げます。

議案書は13ページ、新旧対照表は25ページをご覧ください。

議案第97号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援納付金の税率等を設けたく提案するものでございます。

なお、当議案は、当初2月25日に提出する準備を行っていましたが、直前に、三重県からこの後説明をする標準保険税率の算定に誤りがあったという一報が入ったことから、急遽改正内容を見直すこととなりました。そのため、今回、当議案が3月6日の追加提出になってしまったことと、なんとか議案につきましては内容の見直しを図ることができましたが、当初予算の説明資料までは修正が間に合いませんでしたので、この場を借りて議員の皆様におわびを申し上げます次第です。申し訳ございませんでした。

それでは、説明に戻りまして、今回の改正の概要としまして、さきに提出いたしました資料を用いて説明をさせていただきますので、提出したカラー刷りの資料をご覧くださいよう申し上げます。

資料では、1ページとなります。

前回、議員の皆様には子ども・子育て支援納付金について少し説明をさせていただきましたが、国においては、令和8年度から子ども・子育て支援納付金対象費用に充てるため、子ども・子育て支援納付金を全ての医

療保険者から徴収することとなっております。そのため、今回、国は、かかる費用として、令和8年度はおおむね6,000億円、令和9年度はおおむね8,000億円、令和10年度はおおむね1兆円の費用を見込み、各医療保険者に支援納付金が割り当てられることとなります。三重県から示された本市における令和8年度の子ども・子育て支援納付金は1,468万2,422円となり、この納付金を賦課徴収するための標準保険税率も併せて県より示されました。その方式は、所得割、均等割、平等割の3方式であり、所得にかかるものとして、所得割が0.27%、加入者一人当たりにかかる均等割で1,174円、また、この後の軽減に関する説明にもつながりますが、18歳未満の子供にかかる均等割は全額軽減され、その軽減した分を18歳以上の方がご負担いただくこととなることから、18歳以上均等割として64円が1,174円に加算されます。また、世帯単位にかかるものとして、平等割で756円が示されました。これを受け、できるだけ被保険者の負担とならないよう考えつつも、持続可能な国保財政を目指すことや、国保財政県一元化に伴い令和11年度には県の示す市町ごとの標準保険税率に合わせていくこと等を鑑み、今回令和8年度の子ども・子育て支援金分にかかる税率を、所得割で0.3%、均等割で1,100円、18歳以上均等割を60円、平等割を700円として条例の一部改正を提出させていただきました。

なお、資料の下にある①から⑤に関する限度額や軽減の項目につきましては、今回の改正と一緒に改正を予定しておりましたが、根拠法令となる地方税法が改正されているものの、基準となる政令が公布されておられませんので、改正は行っておりません。政令が公布され次第、恐らく3月31日会議にて条例改正をお願いする運びとなると思いますが、議員の皆様にはその旨ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、資料2ページのほうをご覧くださいと、先ほどの税率で国民健康保険税を計算したケースをそれぞれ試算させていただきました。こちらの試算では、実際の課税に即した形として、医療、後期、介護、子ども・子育て分それぞれで算出した額を合算し、合算後の金額に100円未満を切り捨てて記載しておりますので、子ども・子育て支援分だけ計算されても端数が異なりますので、ご承知おきください。

なお、試算のケースにつきましては、それぞれ所得や軽減の種類は異なりますが、4人家族のケースで年7,100円の増額、月額で592円、年金収入のみのケースで年2,800円、月額233円の増額となっております。

資料の説明は以上となります。

それでは、条文の説明となりますので、議案書は14ページ、新旧対照表は25ページをご覧ください。

第2条では、子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金を課税する旨の規定として同項に第4号を加えるとともに、第5号として、子ども・子育て支援納付金では、所得割、均等割、平等割、18歳以上均等割を課す旨を規定しております。

次に、第3条は、第2条第5項で地方税法を略称規定としましたので、それに伴う文言の整理、第5条の2でも、第9条の7で子ども・子育て支援納付金の平等割を付加することによる文言の整理となっております。

次に、第9条の4では、子ども・子育て支援納付金にかかる所得割の税率を100分の0.3とすること、第9条の5では均等割を1,100円に、第9条の6では18歳以上被保険者均等割を60円に、第9条の7では平等割を700円にする規定をそれぞれ加えております。

また、附則第5項、第6項、第8項、第10項から第16項まで、子ども・子育て支援納付金における課税

の特例と文言の漏れを改正しております。

最後に、附則として、第1項では、令和8年4月1日から施行する旨と、第2項では、適用区分として、改正後の規定は令和8年度以後に適用するものとして、令和7年度までは従前のとおりとなる規定を設けております。

議案第97号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第80号についてご質疑はございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。今回の鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正、18歳までの医療費の手だての取組について、ようやく9月1日から、今回このように条例を上げていただいて施行されることになりました。大変複雑化の中での取組であったと、そして、市民の子供を育てる皆さんにとっては大変喜ばしい朗報なことだと私は思っております。いろいろ私も質問を、令和4年の子ども医療費の窓口における無料化について一般質問もさせていただいております。そのことから、障がいをお持ちのお子様、様々な医療の段階があると思うんですけれども、確認をさせていただきます。

これは、全鳥羽市の子供さん、18歳が無料の方向になるということによろしいでしょうか。

○濱口正久委員長 小島課長。

○小島市民課長 そのとおりでございます。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。ですので、今まで中学生までの手だてだったので、これから16歳、17歳、18歳までの啓発、周知が行われるということでございます。9月1日からということで、様々な手続があるかと思うんですけれども、まず、マイナンバーカードを利用されていない方には、受給資格情報を用いてやっていくということですが、子供さんにとってはマイナンバーカードでありますけれども、医療機関のほうにもこういうシステムというのが、きちんと受皿がされていないといけないと思うんですが、その点というのはこれからになるのでしょうか。

○濱口正久委員長 小島課長。

○小島市民課長 委員ご質問のとおり、市役所のほうでは体制を整えるということと、医療機関のほうでも既にやってるところもあるんですけれども、これから全てデジタルで流れるほうがいいので、活用のほうをお願いしていきたいということでございます。

以上です。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。またスムーズに連携をしていただきたいと思います。いいことですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、続いて、議案第97号について、ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 国保会計、国保税に、公的医療保険制度なんだけれども、これと全く無関係の子ども・子育て支援の財源をかぶせてくるという筋違いの制度ではありませんか。

○濱口正久委員長 小島課長。

○小島市民課長 数年前に法案が通ったということで全国一律適用されるものと思いますので、ここで私の私見等は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 国が勝手に決めてきて、地方自治体に、公的医療保険の納税者にこの財源をかぶせると。今回の資料によると、モデル世帯で年額2,800円、一人当たり1,400円やわな。今でも国保税は高いのに、こんなもの、あんた、全く別のものをかぶせてくると。自分たちで財源を考えると。軍事費に9兆395億円も投じて、なんでこんなものをしてくるんやということを僕は言うけれども、あんた方に言っておってもこれは仕方がないので、こんなものはまかりならんと、断固反対やということを言っておきます。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、午前はこれで暫時休憩いたします。

(午後 0時04分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第84号、第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の策定について、議案第85号、鳥羽市過疎地域持続的発展計画の変更について、議案第86号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について、担当課の説明を求めます。

企画財政課長。

○岡本企画財政課長 企画財政課の岡本です。よろしくお願いします。

議案の審議をしていただく前に、一言おわびを申し上げます。本日、議案第84号から議案第86号まで3議案を今から審議していただくんですけども、第86号の鳥羽市辺地の総合整備計画の変更についてということで上げさせていただいているんですけども、その中に、議案の中に誤りを発見しましたので、本日正誤表を出させていただきました。申し訳ございません。

言わせていただきますと、41ページ、神島の総合整備計画書の公共施設の整備を必要とする事情の最終段落のところでございます。「一般照用」というのがあるんですけども、これは「一般照明用」というふうに修正のほうをさせていただきました。

42ページの答志町についても同じことが起こっております。下の段落の「一般照用」を「一般照明用」に

させていただきます。

46ページの桃取町の総合整備計画書の上のほう、ごめんなさい、違います、桃取町は、すみません、46ページです。46ページの一番下のところ、「一般照用」を「一般照明用」にさせていただきました。

それと、47ページです。ごめんなさい、3番の公共的施設の整備で下に表をつけさせていただいておりますけれども、上から2段目、桃取診療所（へき地診療所運営事業）の一番右のところ、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額736万円と書かせていただいておりますけれども、730万円に修正のほうをさせていただきます。

今後このようなことがないように慎重に事務を進めていきますので、ご了承ください。

○濱口正久委員長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 企画財政課の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず本日ご提案申し上げました議案第84号、第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の策定について、ご説明申し上げます。

別冊としてお配りいたしました鳥羽市後期基本計画、令和8年度から令和12年度をご覧ください。

本計画は、基本構想の実現に向けた令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする具体的な策を示すものです。また、その施策の整合性を確保し、実効性のある計画とするため、第3期鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定しております。

それでは、まず初めに、後ろのほうになるんですが、資料の92ページから93ページ、計画策定の主な経過をご覧ください。

本計画は、令和6年度に実施いたしました市民アンケート調査を皮切りに、計4回にわたる総合計画審議会での議論並びに庁内関係課との綿密な協議を重ねてまいりました。さらに、新会議としてのポスターセッションやオンラインでの意見募集を通じて、広く市民の皆様のお声を伺い、総合計画審議会より答申をいただいたものでございます。その後、昨年12月15日の全員協議会におきまして、議会の皆様に案をご説明させていただきました。全員協議会でのご説明の後、93ページにお示しさせていただいたとおり、令和7年12月16日から本年、令和8年1月13日までの期間におきまして、パブリックコメントを実施いたしました。寄せられたご意見におきましては、特段のご異論等はなく、個別の施策を大きく修正するような内容はございませんでした。そのため、意見を踏まえた微修正は、計画の趣旨をより分かりやすくするための文言の適正化にとどまっております。また、本計画は、地方創生総合戦略の位置づけも持ち合わせておりますが、国や県との協議におきましても、特段の指摘等を受けることなく、本市の方向性が広く認められているというふうに認識しております。

改めまして、5ページから説明をさせていただきます。

人口の現状並びに11ページからの財政の現況をご覧ください。

本市の総人口は減少傾向にあり、10ページにお示しのとおり、推計では、令和27年には1万人を割り込む見込みとなっております。財政面におきましても、13ページの記載にあるとおり、今後の財政規模はおおむね横ばいで推移する見込みとあるものの、社会保障費や施設設備の老朽化に伴う改修費などの増加により、形式収支は全体として減少傾向を示すなど、将来を見据えた財政運営の安定化が大きな課題となっております。

このような人口減少や厳しい財政状況の中で、これまでと同様の行政サービスを拡充させることは基本的には困難であり、各種の要望等につきましては慎重な判断が必要となる局面もございます。しかしながら、本執行部といたしましては、この厳しい現状をただ受け入れるのではなく、限られた資源を最大限に生かし、デジタル技術や新たな官民連携を駆使することで、持続可能で希望の持てるまちを次世代に引き継ぐ、前向きで挑戦的な施策を本計画の核として盛り込みました。

22ページをご覧ください。

本計画は、大きく4つの政策の柱と、それを支える行政改革大綱、国土強靱化地域計画で構成されております。

それでは、具体的な施策について、ご説明いたします。

25ページをお開きください。

第1の柱、「出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち」でございます。結婚や出産を望む全ての人が安心して子供を産み育てられるよう、妊婦、産婦、乳児健診や特定不妊治療費助成など、妊娠期から育児期までの一貫した切れ目のない支援をさらに進めてまいります。また、鳥羽市こども計画に基づき、幼稚園の預かり保育や延長保育、放課後児童クラブなどを通じて、働く保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境整備を推進します。

27ページからの教育分野におきましては、GIGAスクール構想に基づくタブレット端末等を活用した個別最適な学びを推進するとともに、地域資源を生かしたふるさと学習、海洋教育、食育を体系化し、次代を担う子供たちの郷土愛や主体的で実践的な学びの意欲を力強く育んでまいります。

次に、32ページをご覧ください。

第2の柱、「人が集い活力あふれるまち」でございます。本市の基幹産業である観光につきましては、老朽化した宿泊観光施設の改修や旅館組合等による魅力向上事業を推進し、高付加価値化を図ってまいります。特に31ページや33ページにお示ししております鳥羽駅周辺エリアにおきましては、令和15年度の第63回式年遷宮の一部開業を見据え、産学官民一体で策定しました鳥羽駅周辺エリア再生ビジョンに基づき、観光、商業、交流機能の向上を強く推進してまいります。

また、34ページから記載の水産業におきましては、答志島トロさわらなどのブランド化、商品開発を進めるとともに、鳥羽市水産研究所を拠点として、産学官の連携によるAI、IoTを活用したブルーカーボンの計測等の先進的な研究に取り組み、第1次産業の新たな付加価値創造・創出に力強く挑戦してまいります。

続いて、38ページをご覧ください。

第3の柱、「人と自然が調和した環境にやさしいまち」でございます。地球温暖化対策実行計画に基づき、カーボンクレジットの取組・推進や省エネ対策の実施など、脱炭素に向けた施策を展開いたします。さらに、市民生活の基盤となるインフラ整備におきましては、地震や風水害等の自然災害に強い強靱でしなやかな水道施設の整備をはじめ、安全、安心な水を未来へつなぎます。また、大きな課題となっているごみ処理につきましても、鳥羽市リサイクルパークを拠点としたごみの減量や再資源化を進めるとともに、最終処分場の廃止手続、多額の費用を要する施設の解体、離島からのごみ処理費用の軽減などに取り組み、持続可能で効率的なごみ処理体制の構築を急ぎます。

44ページをご覧ください。

第4の柱、「誰もが生きがいをもち、安心して暮らせるまち」でございます。高齢化や人口減少が進む中でも、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、48ページ等の記載のとおり、地域公共交通計画に基づき定期航路やコミュニティバス等の交通体系の最適化を図ります。

さらに、49ページからは、医療分野では、オンライン診療、医療Ma a S車両の活用など、移動しなくてもサービスが届く仕組みの導入にも積極的に取り組み、最小の社会資源で最大の効果を生む地域社会の構築を目指します。防災面におきましても、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、木造住宅の耐震診断や補助制度の利用促進、業務継続計画の運用など、ハード・ソフト両面から対策を徹底いたします。

最後に、これら4つの柱を支え、実現へと導く行政改革大綱について、50ページ以降をご覧ください。

市民ニーズが多様化、複雑化する中で、質の高い市民サービスを持続的に提供するためには、行政経営の抜本的な高度化が不可欠となります。本市では、57ページ等に掲げる鳥羽市DX推進方針に基づき、AIやRPAなどのデジタル技術を積極的に導入し、提携業務の自動化・効率化を徹底してまいります。これにより生み出した経営資源を、政策的業務などにしかできない付加価値の高い行政サービスへと再分配いたします。また、スマート自治体への転換を加速するため、59ページや62ページに記載のとおり、ソフトバンク株式会社等からの専門的な外部人材を積極的に受け入れ、官民連携により庁内及び地域社会全体のデジタル化を牽引してまいります。

64ページから、公共施設の整備、運営におきましても、PFIを含めたPPP等の民間活力を積極的に導入し、財政面での効果と行政サービスの維持向上双方を図ってまいります。

以上で第六次総合計画後期基本計画についての説明とさせていただきます。

○濱口正久委員長 岡本課長。

○岡本企画財政課長 では、議案第85号の鳥羽市過疎地域持続的発展計画の変更について、説明させていただきます。

現在の計画は、令和8年3月末をもって期間満了となります。今回一部を変更して新たな計画として策定するもので、過疎対策事業債などの財政上の特別措置を受けるために必要な計画となっております。

では、別冊としてお配りさせていただいております鳥羽市過疎地域持続的発展計画をお願いいたします。

昨年12月に開催していただきました全員協議会で、本計画の概要をご説明させていただきました。特に2ページから11ページまでにかけては、本計画の基本的な事項といたしまして、まず、自然的、歴史的条件、社会経済的諸条件など、また本市の概況のほか、人口及び産業の推移と動向、鳥羽市行財政の状況などをお示しさせていただきました。

10ページの地域の持続的発展の基本方針といたしましては、人口減少や産業の低迷など、厳しい状況に置かれている今こそ、まちの個性を伸ばして、その輝きを大きく広げていく。あと、第六次鳥羽市総合計画に示した4つの政策を柱に持続的発展の取組を進めるなどを掲げております。そのほか計画期間といたしましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年であること、それと、鳥羽市公共施設等総合管理計画との整合性を図って、公共施設の総量適正化と適正配置を目指していくという旨を明記させていただいております。

12ページ以降に行かせていただきます。

12ページ以降は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の第8条第2項で規定されました地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として掲げられているものを、順次挙げさせていただいております。それぞれの事項につきましては、(1)で現況と問題点、(2)その対策、(3)計画、(4)公共施設等総合管理計画等との整合というふうな構成にさせていただいております。

主なものを抜粋してご説明申し上げます。

まず、12ページの移住・定住・地域間交流の促進、人材育成でございます。現況と問題点では、20歳代と30歳代が市内にとどまることを選択するような環境づくり。あと、本市の魅力発信、市外からの転入者の増加に向けた取組の必要性を訴えております。その対策といたしましては、本市への移住希望者を積極的に呼び込み、民間企業などと連携して、交流人口、関係人口の増加を促していくというふうにさせていただきました。事業計画といたしましては、中事業名で、鳥羽への移住・定住応援事業。都市部で移住イベント、移住モニターツアーを実施することで、鳥羽での暮らしの魅力発信、あと、地域への定住支援員の配置によって、きめの細かい定住支援を行うということを挙げさせていただいております。

続きまして、14ページの産業の振興でございます。農業、水産業、観光業、それぞれの問題点とその対策を挙げさせていただきました。事業計画といたしましては、中事業で、農業基盤整備事業、漁港整備事業、都市公園整備事業などを挙げさせていただいて、目的に沿った工事等を実施していくことを記載させていただきました。また、ここの産業の振興の事項、17ページですけれども、過疎法第8条第4項に基づいて、(4)産業振興促進事項として、促進する区域、区域で振興する業種などを記入させていただきました。

続きまして、18ページの地域における情報化です。少子高齢化と人口減少による人材不足を問題点とさせていただいて、その対策といたしまして、地域全体のDXの推進などを掲げさせていただきました。事業計画といたしましては、中事業でDX推進事業を挙げ、AI等を活用した業務支援システム等のデジタルツールを導入することで、市民の利便性の向上、行政サービスの向上を図っていくこととしております。

20ページの交通施設の整備、交通手段の確保では、誰もが安心して通行できるよう交通環境の維持・改善の必要性、それと、持続可能な地域公共交通の整備の必要性などの課題を挙げさせていただきました。その対策といたしましては、地域ニーズを踏まえた道路等管理の充実、経営視点を入れた効率的な公共交通の運営に取り組むなどを記載させていただきました。事業計画といたしましては、地方道路整備事業、地域交通事業などを挙げて、それぞれ目的に応じた工事や取組を実施していくというふうに記載させていただいております。

22ページの生活環境の整備です。ここでは、廃棄物処理、住環境、防災、救急、水道、生活排水の問題点とその対策を挙げております。事業計画といたしましては、中事業で、資源循環型社会形成事業、雨水公共下水道事業、市営住宅整備事業などを挙げさせていただいております。

26ページの子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進では、児童福祉、高齢者の保険及び福祉、障がい者福祉の問題点とその対策を挙げております。事業計画といたしましては、中事業で、保育所施設整備事業、老人憩の家運営事業、介護予防・地域支え合い事業などを挙げております。

29ページ、医療の確保です。生活習慣病及び疾病の早期発見・重症化予防のため、さらなる啓発が必要と。また、地域によっては、訪問診療と、あと訪問看護など、サービス提供事業者の参入が少ないなどの課題があ

る中、地域づくりに関する意識を向上させるため、健康づくりに関する情報提供、各種健康教室の開催などに努めるなどの対策を挙げさせていただきました。事業計画といたしましては、中事業名で、へき地診療所運営事業、子ども医療費助成事業、予防接種事業などを挙げさせていただいております。

31ページの教育の振興です。学校教育関係施設等、公民館、集会施設等の問題点とその対策を挙げさせていただきました。事業計画といたしましては、中事業で、鳥羽東中学校大規模改修事業、小学校管理業務、コミュニティアリーナ維持管理事業などを挙げさせていただいております。

35ページの集落の整備です。人口流出による空き家の増加、人材不足による行事継承の困難さの増大、あと、各集落での高齢化の進行などの課題を挙げさせていただきました。対策といたしましては、関係人口を創出するため、空き家の活用、魅力的な居住空間づくり、移住者の受入れ体制の構築、地域おこし協力隊の配置など、様々な形で各集落と関わる関係人口を増やしていくということを目指すことを挙げさせていただきました。事業計画といたしましては、中事業で、地域おこし協力隊事業、集落支援事業などを挙げさせていただいております。

36ページです。地域文化の振興等では、鳥羽城址をはじめ重要な歴史的資源があり、これらの調査、保護、整備事業の推進の必要性を訴えております。対策といたしましては、眺望景観の保全、歴史文化の発信と継承への取組について述べております。事業計画といたしましては、中事業で、文化財保存推進事業、海女文化継承啓発事業などを挙げております。

最後に、37ページから42ページまでは、過疎地域持続的発展特別事業計画、これ再掲なんですけれども、ソフト事業をまとめさせていただきました。参考資料として、後ほど見ていただければと思います。

以上、鳥羽市過疎地域持続的発展計画の変更についての説明とさせていただきます。

続いてよろしいでしょうか。

○濱口正久委員長 どうぞ。

○岡本企画財政課長 すみません、続きまして、議案第86号の辺地の総合整備計画の変更について、ご説明させていただきます。

議案書は39ページから47ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

現在、本市の辺地に係る総合整備計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間としたものとなっております。今回は、計画の対象地域のうち、神島町、答志町、菅島町、桃取町の4つの地域で実施する事業の追加、あと計画の一部を変更するものとなっております。

では、40ページから41ページをお願いいたします。

まず、神島町です。辺地度点数は168点となっております。変更点は、項目2のところに公共施設の整備を必要とする事情がありますけれども、この最終段落、次のページになりますけれども、そこに、神島医師住宅の照明設備のLED化ということで、目的や目指す効果などを記載させていただきました。項目3の公共的施設の整備では、神島診療所（へき地診療所）運営事業ですけれども、その事業費を778万5,000円に増額させていただいて、うち辺地対策事業債の予定額を470万円に増額させていただいております。そのほかの変更点はございません。

次、42ページから43ページをお願いします。

ここは、答志町の総合整備計画書になります。辺地度点数は156点となっております。変更点といたしましては、項目2の公共施設の整備を必要とする事情、ここも最終段落になります。ここでは、答志コミュニティセンター、答志保育所の照明設備をLED化する。そのほか、答志コミュニティアリーナの避難所機能の向上を図るために実施する空調設備の設置、あと断熱改修、取り組む目的、目指す効果を追加させていただきました。項目3の公共的施設の整備でございますけれども、この表の4段目に、答志コミュニティセンター運営管理経費、事業費で294万3,000円。うち辺地対策事業債の予定額として、一番右に290万円を記載させていただきました。その下の答志保育所施設、保育所施設整備事業、事業費で1,013万8,000円と事業費を入れさせていただきました。うち辺地対策事業債の予定額といたしましては1,010万円を記載しております。その下の答志コミュニティアリーナ、コミュニティアリーナ維持管理事業費で492万3,000円、うち辺地対策事業債の予定額として490万円を追加させていただきました。そのほかの変更点はございません。

次、44ページから45ページをお願いします。

ここは菅島町に関するものとなっております。辺地度点数が118点です。変更点は、項目2の公共施設の整備を必要とする事情の、ここも最終段落、次のページになりますけれども、ここに菅島コミュニティアリーナの避難所機能の向上を図る空調設備の設置と断熱改修に取り組む目的、目指す効果などを示させていただきました。下の項目3の公共的施設の整備です。2段目、菅島診療所の対象事業費の変更をさせていただいています。へき地診療所運営事業です。その下の菅島消防施設、消防施設整備維持管理経費事業の事業費を、ここは1億244万3,000円、うち辺地対策事業債の予定額を1億240万円にここは増額させていただいております。一番下の菅島コミュニティアリーナの事業費なんですけれども、ここは492万3,000円、うち辺地対策事業費債の予定として490万円を追加させていただきました。このほかの変更はございません。

次です。46ページから47ページをお願いします。

桃取町に関するものとなっております。辺地度点数は133点です。変更点は、項目2の公共施設の整備を必要とする事情の最終段落になります。桃取診療所、桃取コミュニティセンター、桃取保育所、それぞれの照明設備をLED化することで、その目的、目指す効果を示させていただきました。項目3の公共的施設の整備で、2段目の桃取診療所にへき地診療所運営事業を追加させていただいて、事業費を1,148万5,000円に変更させていただきました。うち辺地対策事業債の予定額を730万円とさせていただきます。その下の桃取コミュニティセンターの事業費は、714万5,000円を追加して、うち辺地対策事業債の予定額を710万円として追加しています。

一番下です。桃取保育所、保育所施設整備事業です。457万9,000円を事業費として上げて、辺地対策事業債の予定額を450万円として追加させていただきました。

以上が辺地に係る整備計画の変更内容でございます。

これで企画財政課が所管する議案全て説明のほうは終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第84号、第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の策定について、ご質疑はございませんか。
倉田委員。

○倉田正義委員 お願いします。先ほどの副参事の説明の中で、93ページに、これまでの経過の中の説明で、パブリックコメントの募集、それについて報告がありました。今回下位計画についてもパブリックコメントの募集があった中で、確か鳥羽市のホームページを見ますと、観光や建設、教育委員会等の計画については結果が公表されておるんですが、この基本計画についてはパブリックコメントの結果が公表されてなかったのかなと思うんですが、その辺はどういう扱いでしょうか。

○濱口正久委員長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 すみません、意図的に何か隠したとか、そういった次のことを考えていなかったわけではないんですが、ほかのところと整合性を取るためにも上げさせていただければというふうに思っております。

○濱口正久委員長 倉田委員。

○倉田正義委員 ありがとうございます。早急に上げていただけるのかなと思うんですが、今回審査に当たっても、市民一般の声を我々も拾う一つの材料として、結果というのも参考にさせてもらっておりますもので、この時期までに間に合わせていただけるのが本来かなというふうに思いましたもので、今後そのようにいただけるかということでよろしくお願ひしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○濱口正久委員長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 かしこまりました。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、続いて、議案第85号、鳥羽市過疎地域持続的発展計画の変更について、ご質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、続いて、議案第86号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

(午後 1時33分 休憩)

(午後 1時38分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、健康福祉課所管の議案の審査に入りますが、説明の順番につきましては、議案第81号、鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第76号、鳥羽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第95号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第96号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第98号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について

とさせていただきますので、何とぞご理解ください。

それでは、担当課の説明を求めます。

地域医療担当、田畑副参事。

○田畑副参事 健康福祉課地域医療担当、田畑です。よろしくお願いいたします。

それでは、2月25日に提出しました議案書の30ページをお願いいたします。

議案第81号、鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由としまして、鏡浦地区における医療提供体制の変更に伴い所要の改正をたく、本提案とするものでございます。鏡浦地区の診療所につきましては、12月の全員協議会でもご説明しましたが、改めて運営体制について少し説明させていただきます。

現在本浦にある鏡浦診療所のほか、石鏡分室、今浦分室の3施設を運営しています。しかし、各施設に医師が出向いて順番に開設しているため、限られた曜日、時間にしか診療ができていません。一週当たりの対面診療の回数を上げると、鏡浦診療所で午後の診察が3回、石鏡分室で午前の診療が3回、今浦分室で午前の診療が1回となっており、最寄りの診療所の開設時間に都合が合わなければ、次の機会を待たなければならない状況になっています。そこで、令和5年度より、車両を活用し、オンライン診療機器を積んだ車が患者宅の近くへ行く実証を始めました。対面診療が必要な場合は診療所まで移送することとし、同じ車を二通りに使うことで、利用者の利便性を高めながら、医師が広い範囲をカバーする形を模索してきました。結果、建物によらず医療Ma a S車両を使った仕組みの有用性を確認しましたので、12月の全員協議会では、地域の同意が得られれば、令和8年度よりこの形を本格実装したい旨ご説明したところです。

12月以降の経緯を報告しますと、今浦、石鏡の両分室で、あるいは患者さんの自宅を訪ね、定期通院している方々を中心に、石鏡59名、今浦19名の方に説明を行いました。施設統合についてご意見を伺うと、最初は驚かれるとともに、どうやって通院したらいいかという戸惑いもありましたが、移送を行うことをお伝えするとほっとされ、また、1月からはオンライン診療体験ウィークとして車両に乗り込んで診療を受けていただく機会を設けたところ、本浦まで行かずとも近くで診療が済むことに便利さを見いだされ、「もう、これでいいわ」とおっしゃる方も新たにいらっしゃいました。中には「分室を閉めないでほしい」「市が決めた方向だから、もうどうしようもないんやろ」と口にされるような方もいらっしゃいましたが、全体としては、今浦、石鏡ともに、85%程度の方が車を使う形について理解をいただきました。

開始時期についても悩んだところですが、12月の全員協議会の後、菅島の医師が逝去され、また、市職員医師の定年延長終了に伴う新たな募集について、12月一っぱいの募集期間で応募がなかったなど、人員体制がさらに厳しい状況に陥りました。引き続き三重大学からの医師派遣や県庁の医師応援など、外部機関と調整しながら市立診療所全体をうまく回していきたいと考えておりますが、年度の変わり目で体制を整理するほうがいいという結論に至りました。地域の不安を払拭しながら新たな形に移行できればと考えており、引き続き2月、3月もオンライン診療体験ウィークを設け、説明を続けています。

長くなりましたが、地域の方のご理解の下、施設を統合しながら車両をうまく活用し、医療人材が減っていく将来においても長く地域医療を残していきたいと考えています。今回の改正は、議案書の31ページにありますように、鳥羽診療所の設置及び管理に関する条例の診療所の表から鏡浦診療所石鏡分室の項及び鏡浦診療

所今浦分室の項を削るものでございます。

附則としまして、令和8年4月1日から施行することとしています。

説明は以上になります。

○濱口正久委員長 子育て支援担当、山本副参事。

○山本副参事 健康福祉課、子育て支援担当の山本です。よろしくお願いします。

それでは、議案第76号、鳥羽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてのほうを説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由としましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本提案とするものでございます。

この乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度でございますが、それを実施するに当たりまして、先般の12月会議におきまして、その設備や運営に関する基準を定める条例をご可決いただいたところでございますが、この条例は、この事業を行うもの、本市の場合、鳥羽市になるんですけれども、行うものが給付を受けるために、子ども・子育て支援法に基づく確認を受けるための運営に関する基準を定めるものでございます。この条例につきましても、国の基準のうち、従うべき基準と参酌すべき基準がございますが、本案は全て国の基準どおりとさせていただいております。

それでは、議案書2ページをお願いします。

条文の概要でございますが、第1条では趣旨を、第2条では一般原則を規定しております。

3ページの第3条について、利用定員に関する基準を定めており、第4条から、飛びまして12ページの、長くなるんですけれども、第32条までについては、運営に関する基準が全て規定されております。

13ページからの第33条では、雑則としまして、書面等に代えて電磁的記録により行う場合の取扱い等を規定しております。

最後に15ページの附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

簡単ですが、以上となります。

続きまして、3月6日会議にて提出いたしました議案書のほうをお願いいたします。

そちら、議案書の1ページをお願いします。よろしいでしょうか。

議案第95号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これは、児童福祉法の一部を改正する法律に伴い、満3歳以上限定の小規模保育事業が創設されたことを受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本市の運営基準につきましても所要の改正を行いたく、本提案とするものでございます。

主な内容といたしましては、これまで、小規模保育事業とは、19人以下の利用定員で3歳未満の乳幼児を保育することを基本に、地域のニーズ等により3歳以上の子供を受け入れることも可能とされておりました。本市の場合、神島保育所が小規模保育事業に該当いたします。平成29年から小規模保育事業の対象年齢を柔

軟に定めることを可能とする国家戦略特別区域法に基づく特例措置により、千葉県成田市や大阪府堺市等が実施してきましたが、今回の法改正によりまして当該特例措置が全国展開され、3歳以上の子供のみを対象とする小規模保育事業の実施が全国的に可能となったことによりまして、国の運営基準が改正されたもので、本市の基準条例につきましても国の基準に沿って規定されておりますので、改正をするものでございます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。よろしいですか。

第2条でございますが、第6号の「小規模保育事業」を、改正案のほうで「満3歳未満等小規模保育事業」に改正しまして、第6号の2を追加して満3歳以上限定小規模保育事業を規定するほか、用語の定義を追加しております。

下のほうの第6条から、飛びまして15ページの第51条まで及び18ページの52条の改正につきましては、先ほど説明いたしました第2条で用語を定義したことに伴う該当する文言の整理を行っているものでございます。

17ページにちょっと戻っていただきまして、第51条の2につきましては、特定利用地域型保育の基準といたしまして、第51条に規定していたものを満3歳以上限定小規模保育事業者のみ抜き出して規定し、遵守する認可基準や読替え規定等を追加したものでございます。

議案書の9ページをお願いいたします。

附則といたしまして、これも令和8年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案の10ページをお願いいたします。

議案第96号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これも、先ほどの条例改正と同様、満3歳以上限定の小規模保育事業が創設されたことを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本市の設備、運営基準について所要の改正を行いたく、本提案とするものでございます。

また、すみません、あっち行ったりこっち行ったりで、新旧対照表の20ページをお願いいたします。よろしいですか。

第2条の定義に、今回の法改正で追加されました児童福祉法第6条の3、第10項第3号の規定に基づく「保育を必要とする満3歳以上の児童」を追加しております。第6条では、満3歳以上限定小規模保育事業の規定を追加するとともに、略称を規定しているものでございます。

22ページの18条から、飛びまして24ページの附則第6条までの改正も、満3歳以上限定小規模保育事業を創設することに伴う文言の整理を行ったものでございます。

最後に、議案書12ページをお願いいたします。

附則になります。附則といたしまして、この条例も令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○濱口正久委員長 健康福祉課、奥村課長。

○奥村健康福祉課長 健康福祉課、奥村です。よろしくお願いいたします。

議案は、3月6日提出のほうの16ページ、新旧対照表もそちらのほうの35ページとなります。お願いい

たします。

議案第98号、鳥羽市介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由としましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、令和8年度保険料率算定に関する特例を定めたく、本提案とするものでございます。

それでは、事前に提出しております健康福祉課資料1をご覧くださいと思います。

こちら、厚生労働省の資料となります。上から丸が二つありますが、丸の一つ目です。令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられたことに伴い、介護保険制度においては、保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しておりますため、保険料段階が下がる、矢印のように下がるものが生じる等の影響が出ることとなります。資料の図でいいますと、第6段階や第7段階、あるいは第4、第5から第3、第2のほうへ下がっていくということになります。こういった形で、本人非課税で世帯課税の段階から世帯全員が非課税のところに移行するというような影響が生じます。

丸の二つ目です。そうなりますと、介護保険の制度として保険料を算定しました3年単位の計画期間中の最後の年、8年度が最後の年になります、最後の年に、想定していなかった保険料の減収が発生することとなりますので、保険者の、市町村ですね、想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から、令和8年度の第1号保険料、65歳以上の方のうち給与収入がある方の保険料に限り、給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を遮断し、控除が従前のものとして保険料を算定するという改正になります。したがって、裏を返しますと、収入が年金のみの方と給与収入のない方については、今回の改正は関係ないということとなります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

35ページになります。

今回の改正は、令和8年度、単年度の特例措置となりますので、本則ではなく附則において時限的に対応する改正となります。附則第11条は、8年度に限って行う所得額の算定方法を規定しております。給与収入がある第1号被保険者に関して、第11条の第1項では、収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満の方について、地方税法に沿って給与収入から65万円を控除するのではなく、55万円を控除するという内容となっております。

おめくりいただきまして、36ページです。第2項につきましては、65万1,000円以上161万9,000円未満の方について、税法に沿って計算した所得金額に10万円を加算して保険料率の算定をするという内容。その下の第3項は、収入金額が161万9,000円以上190万円未満の方については、税法に沿って計算した所得金額に65万円から給与所得控除額を差し引いた額を加算して保険料率の算定をするという内容となります。

新旧対照表のほうの37ページになります。第12条は、8年度に限って行う保険料率算定の基準の特例を規定しております。介護保険の保険料段階のうち第1段階から第3段階に属するか否かは、世帯全員が非課税であることが条件となりますことから、第1項では、世帯員に関する算定基準を規定し、めくっていただきまして38ページ、ごめんなさい、39ページになります、第2項につきましては、第1号被保険者本人の算定基準を規定しております。

その下です。附則の第13条は、8年度に限って行う保険料の減免手続の特例となります。今回の税制改正により、就労調整をして就労を増やして収入を増やした方がいらっしゃいます。そういう方が介護保険のほうで引き続き保険料の減免を受けるには、現行の条例のままでは申請が必要となるのですが、その手続を不要とするため特例規定を設けておるという内容となります。

こちらにつきまして、施行日は令和8年4月1日となります。

説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第76号について、ご質疑はございませんか。

議案第76号です。特定乳児等から。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 山本副参事のほうから、昨年12月の議会のほうで詳しい説明があったのは承知しております。

この内容の中で、少し私のほうから気になることがあるのでちょっとお伺いしたいと思います。6ページの食事の提供に要する費用ということで、これ、食事は提供するんでしたでしょうか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 この基準は、国の内閣府令に基づいて制定しております。なので、全国のどちらかの保育所とかそういったところでは食事の提供される可能性はあるのでこういう規定になっているんですけども、本市の場合、今の現時点で食事の提供は予定しておりません。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 お伺いしたかったのは、食事があることによってアレルギー対応が発生してくるのかなと思ったもので、その詳細を聞かせてもらえるのかと思ったものですから聞かせていただきました。

以上です。

○濱口正久委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、続いて、議案第81号、鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご質疑はございませんか。

議案第81号です。よろしいですか。

木下委員。

○木下順一委員 副参事のほうから、前からも説明をいただいて、先ほどの説明でおおむね85%の方が理解を示されておるということで、少しまだ理解されていない方もあるんですけども、4月1日から、この条例が通れば早速年度替わりからやっていくわけですけども、やっぱり利用者の方が迷わないようにというか、理解はいただいておりますものの、そのあたりだけしっかりとやっていただきたいなと思いますけれども、現在どのような方法でやられておるか、そこだけちょっと確認させてください。

○濱口正久委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 条例をまだ可決いただいていませんので、それをいただくという前提でということで、議長、副議長のほうにお許しをいただきまして、少し診療所だよりのほうで、議案が可決されたら体制が変更になりますというご案内を各地区に、3地区にしております。その中で、4月は体制が変わって大きな変化となるので、オンライン診療は少し控えておいて、移送によるものを中心でまず4月やってみて、5月から本格的にオンライン診療と移送をしていくのと二通りの車の使い方に進めていきたいというようなご説明をしております。

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 ありがとうございます。利用者が迷わないように、くどいようですけれども、その辺だけよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、続いて、議案第95号、鳥羽市特定教育・保育施設特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご質疑はございませんか。

第95号です。すみません、説明とはまた順番が。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、続いて、議案第96号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、続いて、議案第98号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 よろしいでしょうか。ないようですので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

(午後 2時02分 休憩)

(午後 2時07分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第82号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第83号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

世古消防長。

○世古消防長 消防本部、世古です。よろしくお願いします。

議案を審議していただく前に、おわびをさせていただきます。提出させていただいております議案第83号、鳥羽市火災予防条例の一部改正におきまして、第7条の2、第2項中の後段の条文に一部漏れがありましたので、正誤表を提出させていただきました。大変申し訳ございませんでした。今後このようなことがないよう確認の徹底を図りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

提出議案３２ページをお願いします。

議案第８２号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、説明させていただきます。

提案理由につきましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い補償基礎額を改正いたしたく、本提案とするものです。

一部改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表６ページのほうをお願いします。

補償基礎額が規定されています第５条第２項第２号中、９,７００円を１万円に、１万４,５００円を１万５,０００円に改めます。また、加算額を規定しています第３項では１００円を４３３円に改めるほか、第２号に該当する扶養親族については一人につき３８３円を削り、第３号から第６号までを第２号から第５号までに改め、第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げています。

続きまして、７ページをお願いします。

別表第５条関係につきましては、階級別、勤務年数別による補償基礎額を別表のとおり改正しています。

議案書の３３ページをお願いします。

附則の施行期日につきましては、令和８年４月１日施行になります。また、経過措置を設定しています。今回一部改正した規定につきましては、施行日、令和８年４月１日以後に適用し、施行日以前につきましては従前の例によるものとするものです。

続きまして、議案書３４ページをお願いします。

議案第８３号、鳥羽市火災予防条例の一部改正につきまして、説明させていただきます。

提案理由につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の政令に関する基準を定める省令の一部改正に伴い所要の改正をいたしたく、本提案とするものです。

一部改正の内容につきましては、先ほど同様新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表８ページから９ページのほうをお願いします。

新設しました第７条の２は、簡易サウナ設備に関する規定になります。第１項では、屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室、またはバレル型サウナ室に設ける高熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ薪または電気を熱源とするものを簡易サウナ設備と定義しています。同項第１項は、離隔距離について規定をしています。簡易サウナ設備を設置する際は、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上を保つこととしています。

第２号は、安全を確保する装置等について規定をしており、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、まきを熱源とするものにあっては、その周辺において火災が発生した際に、速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができるとしています。

第２項は、その他の防火安全対策について規定をしており、同条例第３条及び第５条第１項の規定を準用することとしています。

第７条の３につきましては、新たに簡易サウナ設備を新設したことに伴い、従来のサウナ設備の名称を、一

般サウナ設備に改めるものです。

第29条の7につきましては、住宅における火災の予防を推進するため、その普及促進を図るときに、感震ブレーカーを加えるものです。

第44条につきましては、設置の際に届出を必要とする火を使用する設備等に「簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く）」を加えるほか、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改めています。

議案書36ページのほうをお願いします。

附則の施行期日につきましては、令和8年3月31日施行となります。これは、省令の施行期日と合わせたものになります。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第82号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○濱口正久委員長 ないようですので、続いて、議案第83号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○濱口正久委員長 よろしいですか。ないようですので、次に、議案第88号、指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）、議案第89号、指定管理者の指定について（鳥羽大庄屋かどや）、担当課の説明を求めます。

生涯学習課、中村課長。

○中村生涯学習課長 生涯学習課、中村です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書49ページをお願いします。

議案第88号、指定管理者の指定につきまして、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者を指定したく提案するものでございます。

管理を行わせる施設は、鳥羽市立海の博物館で、指定管理者は、公益財団法人東海水産科学協会理事長、石原真伊氏です。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

それでは、資料に基づき説明させていただきます。

生涯学習課の1のほうになります。

まず施設の沿革ですが、昭和46年に小浜町において建設され、平成4年に浦村町へ移転し、現在の施設は築31年となっております。歴史、芸術、民族、自然産業文化に関する資料を収集、保管、展示し、教育、学術、文化の発展に寄与することを目的としております。平成29年10月の市への移管以降は、指定管理者制度により公益財団法人東海水産科学協会が管理運営をしております。

5ページをお願いします。

入館料、体験、喫茶、売店などの事業収入の推移を示しております。令和2年度及び3年度は、コロナ禍で

一時的に減少しましたが、その後は回復傾向にあり、入館者数や各種利用もおおむね増加しており、安定した運営が続いております。

続きまして、6ページをご覧ください。

入館者数、教育旅行の受入れ、体験プログラムの利用、SNSによる情報発信の状況をまとめたものです。減少した時期もありましたが、その後は回復し、おおむね安定しています。各種体験についても、学習体験期間の提供が継続的に行われております。SNSではフォロワー数が増加しており、情報発信も着実に行われております。

次の7ページにつきましては、入館者数や事業実績を月ごとのグラフで示しています。全体として増加傾向にあり、年間を通して安定した運営が行われていることが確認できます。

続きまして、8ページをお願いします。

主な取組や関係団体との連携としましては、地域の漁業や歴史、海の環境を伝える展示や企画展を継続的に実施しています。三重大学海女研究センターとの連携による写真展やフランスでの展示、大型客船の受入れ、海女によるガイドなど、多様な取組を行っております。

このように、東海水産科学協会は、収蔵資料や漁村文化、海洋教育に関する豊富な知識を生かすとともに、地域や関係機関、大学等と連携して事業を展開してまいりました。また、施設や収蔵資料に関する理解も深く、来館者対応も適切に行えるほか、安定した運営体制が整っていることから、引き続き指定管理者とすることが望ましいと判断しました。

なお、指定管理期間をこれまでの3年間から5年間に延長した理由としましては、安定した運営実績を踏まえ、海洋教育や海女文化の発信、展示及び教育事業を中長期的に継続するためでございます。

続きまして、議案書50ページ、議案第89号について、ご説明申し上げます。

本件につきましても、条例に基づき、公募によらない指定管理者を指定したく提案するものでございます。管理を行わせる施設は、鳥羽大庄屋かどやで、指定管理者はかどや保存会会長、寺田直喜氏です。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

それでは、こちら資料に基づき説明させていただきます。

生涯学習課資料の2のほうになります。

まず、施設の沿革ですが、文政8年、西暦1825年に建築され、平成16年に鳥羽市に寄贈されました。平成18年に国の登録有形文化財に指定され、平成25年5月に開館しております。文化財の保存と郷土文化の意識向上、市民の文化活動や交流の場の提供を目的として、指定管理者制度により、かどや保存会が管理運営をしております。

5ページをお願いします。

こちらは事業収支の推移になります。貸し館や自主事業の利用もおおむね安定しております。

続きまして、6ページをご覧ください。

入館者数や各種イベント、教室の開催状況をまとめたものです。入館者は増加傾向にあり、毎年多くの方が参加しており、地域文化の学習、交流の場として安定的に活用されています。

7ページから10ページにつきましては、展示や教室、イベントの実績となります。かどやでは、絵画や写

真、和紙人形、折り紙、手作したこなど、様々な展示を年間通して行っており、5年度は12回、6年度も12回、7年度については15回を予定しております。教室やイベントも毎月定期的に開催し、茶道、手芸、絵手紙、料理教室などに延べ1,000人以上が参加しております。季節行事やひな祭りなども実施し、地域住民や観光客も参加できる文化活動の場となっております。

最後11ページをご覧ください。

かどやは、展示や教室、イベントのほか、大型客船の受入れや学校の学習、視察対応、会議の会場、結婚式の衣装撮影など、多方面で地域に開かれた施設となっています。このように、かどや保存会は、文化財の保存と活用に関する豊富な知識と実績を生かし、継続して施設の安定した管理運営を行っていることから、引き続き指定管理者とすることが望ましいと判断しました。

なお、指定管理期間をこちらもこれまでの3年間から5年間に延長した理由としましては、かどや保存会が安定した運営実績を積み重ね、展示や教室などの事業を中長期的に継続するためでございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第88号、鳥羽市立海の博物館の指定管理者の指定について、ご質疑はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 この指定管理者のほうから、建物やそういう流れの中で、今後、また今現在でも直さないかん部分は大分あると思うんですよ。それが分かっていないような気がするんやけれども、どこかでやっぱり、一年で使えるお金というのをそちらで決めておるわけですか。水道管と壁、もうひどいところがあり過ぎて、年に二、三回しか行かへんのやけれども、行くたびにやっぱりちょっと、やっぱり30年たっておって、木材というものはもう限界が来ておるんじゃないかと。指定管理のほうからものを言われても、100%受け入れへんというもの、100%は受けられない。だけれども、この枠というか頭打ちで物事を考えておるのか。これ大規模改修がもう絶対必要な建物だと思っています。それについては何の意見もないんですか。

○濱口正久委員長 中村課長。

○中村生涯学習課長 大規模な工事につきましては、指定管理の方とも情報共有しながら進めていまして、今年度は照明のほうを工事させていただきまして、来年度予算で外壁の工事を計上させていただいております。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ぜひとも進めてもらわんと、大規模改修は10億円や20億円じゃないですよ。それをしっかりと考えて前に進んでいってください。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 契約期間を3年から5年に伸ばすということで、そのほうが良いというようなことでご説明があったんですけども、具体的にどういう、2年伸ばすことによって、指定管理を受ける側からどういったメリットがあるんでしょうか。

○濱口正久委員長 村田課長補佐。

○村田課長補佐 生涯学習課、村田です。よろしくお願いします。

教育研究機関また文化財を扱っている結構専門的な部門になりますので、やはりそれが3年から5年に伸びることで、腰を据えて調査ができるとか、資料の研究であったりとか、その辺これから、海女文化等漁村文化のところに特化した博物館でありますけれども、そういった今ある資料の研究、また調査、そういったところの部分が特に主に深く研究できるというところが、期間を延長する上でのメリットかなと考えているところです。

以上です。

○濱口正久委員長 五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 ありがとうございます。3年から5年に変えたというのがよかったなと後から振り返って思えるようになったらいいなと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、続いて、議案第89号、指定管理者の指定について(鳥羽大庄屋かどや)についてのご質疑はございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 同じ質問なんですけれども、3年から5年でどういったいいことがあるのか教えてください。

○濱口正久委員長 村田課長補佐。

○村田課長補佐 かどやに関しましても、そういった資料面のところもありますし、そこは調査研究というところではありませんけれども、資料の活用とか資料の収集であったりとか、その辺の部分は、長期にすることで、より資料を生かしたり収集したりということもメリットの一つかなと思います。あと、かどやのほうは、先ほど課長のほうも説明がありました、いろんな講座とか勉強会とか、あそこも展示とか、結構資料にもありますとおり月1回展示を毎月変えたりとか、毎月講師の方を呼んで教室で教えていただいています。中には、先生の中には鳥羽で活躍した方が、県外とかでも鳥羽での活躍が評価されて、県外でのそういった展示とか、教室まで羽を伸ばして、鳥羽の活動を基本にして活躍されているということもありますので、そういった意味でも、そういった先生方をより引き込みやすい、より活用の幅が広がるという意味では、5年間と伸ばすことで、そういう教師とか先生の確保にもつながるのかなと思っています。

以上です。

○濱口正久委員長 五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 ありがとうございます。かどやはすごく展示とかそういった教室とかでずっと場所の予約が埋まっているというのは聞きますので、長い期間管理することになれば、今年は無理でも来年とかという予約がしやすくなるかなというのもあるので、よろしくお願いします。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 一つ戻ってもらって、海の博物館。指定管理者は公益法人ですね。外郭団体なわけやで、こ

れが国なり県からの予算が一切入ってへんというのは、やっぱりおかしい話じゃないですか。それはなぜかというと、公益法人。一般社団とかそういうのじゃなくて、公益なんです。本来は取れるはずですよね。その指定管理者が、国なり県なりに対して、これは国の守らないかん一つやということで公益法人はなっています。それが管理するわけですから、その管理団体がやっぱり予算を取れる団体なんですよね。そこら辺は調べたことありますか。公益法人に委託しておるんです、うちは。東海水産科学協会ですよね。もうちょっと委託先が努力するべきことはあるんじゃないですか。

○濱口正久委員長 村田課長補佐。

○村田課長補佐 その辺の財源的なところは特にお示ししていなかったことは、非常に申し訳ございません。今現在、各種特別展の展示をするとか、今も展示はしているので、そこで日本財団であったりとか各種いろいろな補助メニューであったりとか、助成金は、既にもう活用しながらやっているというのは現状としてございます。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 それはイベントですよね。イベント補助ととるだけですか。本来建物の管理をしておるわけですから、もうもともと本来国の何かにしていくべきだと思っていたんですけども、委託先がやっぱり公益となっている部分は、先ほど観光商工課の商工会議所と同じ役目ができますよね。もうちょっとこの委託先から国もしくは県に対してそういう要望を出すようなことはなかったんですか。予算書を見てると、ゼロやもんで。

○濱口正久委員長 予算。

（「施設管理と指定管理は違う」の声あり）

○濱口正久委員長 それは予算のときにお願いします。指定管理者の指定についてですので、施設管理とはまた別です。

○尾崎 幹委員 だから、その指定管理者が予算を取りにいくということはないんですかと。なかったわけですよね。取れる要素はあるんですから、それも検討して。取っておる部分はあるよって、しっかりと、昔から。

○濱口正久委員長 答えますか。大丈夫ですか。

○尾崎 幹委員 流れやでな。なんでうちがあそこへ委託せないかんようになったか分かっておるやん。

（「教育長、答えておいたほうがいいんじゃない。案件が違うけれどもさ、施設管理は市の責任においてする話」の声あり）

○濱口正久委員長 そうです。

○尾崎 幹委員 そうじゃないと思う。公益法人になっとるんやで。

○濱口正久委員長 いや、違います。

岩本教育長。

○岩本教育長 教育委員会、岩本です。

鳥羽市立海の博物館のほうは、鳥羽市立ですので、市のほうの管理となっておりますので、その点よろしく願いいたします。

○濱口正久委員長 よろしいでしょうか。

(「考え方一つやな」の声あり)

○濱口正久委員長 いや、この案件は指定管理の指定ですので、施設管理のほうは鳥羽市の所有ですので、またそれは、また後ほどでよろしいかと思います。

ほかにごいませんか。議案第89号について、ご質疑はごいませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、以上で付託されました全ての議案について説明を受けました。

続いて採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はごいませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、説明員入室のため、暫時休憩いたします。

(午後 2時33分 休憩)

(午後 2時40分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第76号、鳥羽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立 全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第76号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第77号、鳥羽市中小企業・小規模企業振興条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立 全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第77号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第78号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立 全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第78号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第79号、職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立 全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第79号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８０号、鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第８０号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８１号、鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第８１号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８２号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第８２号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８３号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第８３号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８４号、第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の策定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第８４号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８５号、鳥羽市過疎地域持続的発展計画の変更について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第８５号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８６号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第８６号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８７号、第３次鳥羽市観光基本計画の策定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第８７号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８８号、指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第８８号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８９号、指定管理者の指定について（鳥羽大庄屋かどや）、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第８９号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第９５号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第９５号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第９６号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第９６号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第９７号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立多数)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第９７号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第９８号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第９８号については原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これをもちまして、行政常任委員会を散会いたします。

(午後 2時47分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和8年3月9日

行政常任委員長 濱 口 正 久